

# 官報

號外 昭和六年三月二十日

## 第五十九回帝國議會貴族院議事速記錄第三十五號

昭和六年三月十九日(木曜日)午前十時二十一分開議

議事日程 第三十五號

昭和六年三月十九日

午前十時開議

第一 勞働組合法案(政府提出、衆議院送付)

第二 勞働爭議調停法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 明治四十二年法律第二十二號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 昭和四年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第六 昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第七 昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件追加(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第八 昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

官報號外 昭和六年三月二十日 貴族院議事速記錄第三十五號

第九 昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件追加(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第十 昭和五年度第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第十一 昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第十二 昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會議

第十三 特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 會議

第十四 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 會議

第十五 賠償金特別會計法廢止法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第十六 昭和四年法律第二十六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第十七 京都高等工藝學校移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第十八 製鐵所特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第十九 簡易生命保險特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第二十 製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續

第二十一 違警罪即決例中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第二十二 鑛業法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 一時金廢兵恩給法中改正ノ請願 會議

第二十四 菊川改修ノ請願 會議

第二十五 鍼灸醫師法制定ノ請願 會議

第二十六 北海道色丹郡古丹村ニ無線電信施設ノ請願 會議

第二十七 樺太元泊郡知取町ニ區裁判所設置ノ請願 會議

第二十八 北海道落石燈臺ニ霧笛設置ノ請願 會議

第二十九 水産物冷蔵獎勵ノ請願 會議

第三十 秋刀魚漁期制限ノ請願 會議

第三十一 漁村金融ノ改善ニ關スル請願 會議

第三十二 郡市水産會技術員國庫補助ノ請願 會議

第三十三 水産物ノ鐵道運賃輕減ノ請願 會議

第三十四 軍人傷痕記章令中改正即行ノ請願 會議

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲシテ諸般ノ報告ヲ致サセマス

(瀬古書記官朗讀)

昨十八日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

輸出生絲検査法中改正法律案可決報告書

製鐵業獎勵法中改正法律案可決報告書

入營者職業保障法案可決報告書

鑛業法中改正法律案可決報告書

請願文書表(第八回報告)

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、勞働組合法案、

第二、勞働爭議調停法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、有馬伯爵ニ

伺ヒマス、有馬伯爵ハ昨日ニ續キマシテ質疑ノ御希望ガゴザイマカ

○伯爵有馬頼寧君 簡單ニモウ少シ質問シタイト思ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 登壇ヲ望ミマス

(伯爵有馬頼寧君演壇ニ登ル)

○伯爵有馬頼寧君 私ハ昨日勞働組合法案ニ付キマシテ内務大臣ニ御質問ヲ致シマシ

テ、更ニ御尋ネスルコトハ餘リ澤山ハナイ

ノデアリマスシ、又時間モ極メテ少イヤウ

デアリマスルカラ、簡單ニ少シバカリ御尋

ネラシタイト思ヒマス、昨日私ガ質問イタ

シマシタ第一ノ點ニ付キマシテ、内務大臣

カラ御答辯ガアッタノデアリマスルガ、社會

局ノ案トシテ發表サレタモノハソレハ政府

ノ確定的ノモノデハナクテ、今度提案サレ

タモノガ、是ガ本當ノモノデアルト云フ風

ナ御説明ガアリマシタ、私共ハ所謂政府ノ

一局ヲアル所ノ社會局ノ案トシテ、而カモソレガ社會政策審議會ノ答申ヲ基礎ニシテ居ルト云フ點ニ於キマシテ、私共ガ餘リニソレヲ信用シ、餘リニソレニ重キヲ置キ過ギタノガ、私共ノ誤リデアッタト云フコトヲ知、クノデアリマス、其點ニ付キマシテハ最早繰返シテ申上ゲル必要ハナイノデアリマス、條文ノ内容ノ中デモウ一點御伺ヒシタイト思フコトガゴザイマス、ソレハ或ハ條文ガ間違テ居ルカモ知レマセヌガ、第十四條ト思ヒマスガ、新ニ挿入サレタ條項デアリマシテ、ソレハ勞働組合ヲシテ産業組合ノ致シマスル仕事ト大體ニ於テ同ジ仕事ヲサセル、即チ共同販賣デアルトカ、或ハ購買組合ノヤウナ仕事デアルトカ、サウ云フ風ナモノヲシテ、ソレニ對シテハ營業收益稅デアルトカ、或ハ其他ノ税金ヲ免除スルト云フ規定ガ新タニ挿入サレタノデアリマス、是ハ勞働者側ノ、勞働組合側ノ從來希望シテ居ル所デアアルノデアリマシテ、其聲明ノ中ニモ明カニソレヲ希望シテ居ルノデアリマス、若シ政府ガ此勞働團體ノ主張ニ基イテ、之ヲ此條文ヲ挿入サレタトスレバ、非常ニ進シテ態度ヲ執ラレタモノト私ハ思フノデアリマスガ、サウ云フ風ナ經濟的ナ非常ナ力ヲ勞働組合ニ與ヘルト云フ條項ヲ設ケラレタコトガ、勞働組合運動ノ將來ノ上ニ於テドウ云フ影響ヲ持チ來スモノデアルカト云フコトハ、相當ニ考慮ヲ要スル問題デハナカラウカト思フノデアリマス、又一面此産業組合ノヤツテ居リマスル仕事ノ殆下同ジモノヲ勞働組合ニ認メル、斯ウ云フコトハ現在ノ日本ノ産業組合運動ノ上カラ中シマシテ、非常ナ影響ガアルヤウニ思ヒマス、販賣事業トカ購買事業トカ、

サウ云フ風ノモノガ、現在ハ産業組合法ト云フモノニ依テ、全國的ニ統一サレテ、一ツノ運動ニナラシメ居ルノデアリマスガ、若シ茲デ勞働組合ニサウ云フコトヲ認メ、又或ハ一面ニ於テ、是ハ別ノ問題デアリマスガ、工業組合ニテ之ヲ認メルト云フ風ニナリマスルト云フト、所謂日本ノ産業組合運動ト云フモノガ非常ニ統一サレナイ、支離滅裂ナモノニナル虞レガアルト思フノデアリマス、此點ハ政府ニ於カレテドウ云フ風ニ御考ヘニナラシテ、シヤルノデアリマスガ、此條文ヲ挿入サレタ趣旨ハ何處ニアルノカト云フコトヲ御伺ヒシタイノデアリマス、尙ホ今回モ此同ジヤウニ勞働組合法ニ件テ爭議調停法ノ改正案ガ提出サレマシタ、世間デハ此爭議調停法ノ提出ニ對シテ、多少ノ疑念ヲ有テ居ルヤウニ聞キ及ンデ居ルノデアリマス、ソレハ勞働組合法ト云フモノハ、ズト前カラ此案ガ世間ニ出サレテ、所謂輿論ニ聞ハレタノデアリマスガ、爭議調停法ト云フモノノ改正案ト云フモノガ出ルト云フヤウナ噂ハ、最近マデ全然ナカッタノデアリマス、私共新聞ヲ通シテ見マシテモ、又其他ノ機會ニ於キマシテモ勞働組合法ハ提出サレルト云フヤウナ噂ハアリマシタケレドモ、爭議調停法ノ改正ガ行ハレルト云フヤウナコトハ、殆ド此法案ガ提出サレル間際マデ私共ハ聞カナカッタノデアリマス、世間デハ此爭議調停法ノ改正案ニ付テ斯ウ云フ噂ヲシテ居リマス、資本家側カラ勞働組合法ト云フモノガ非常ニ進ミ過ギテ居ルカラシテ、是非爭議取締法ト云フモノヲ之ニ件テ出ス必要ガアルト云フコトヲ非常ニ主張シテ居ル、併ナガラ政府トシテハ爭議調停法ト云フ

モノヲ出スコトハ同意ガ出來ナイ、斯ウ云フ風ニ言ハレマシタ結果、爭議取締法ヲ出ス代リニ所謂爭議調停法ヲ改正シテ、之ニ依テ所謂爭議取締ノ目的ヲ達スルンダ、斯ウ云フ風ニ世間デハ噂ヲシテ居ルノデアリマス、果シテサウデアアルカドウカ私ハ存ジマセヌガ、實際ノ法案ノ提出ノ徑路ヲ考ヘテ見マスルト、其噂ガ或ハ眞デハナイカト云フ風ニ私等ニモ思ハレルノデアリマス、ソレハ爭議調停法ノ改正ノ要點ニ付テ考ヘテ見マスルト云フト、所謂公益事業デナイ所ノ私益事業デモ強制的ニ之ヲ調停スルコトガ出來ルト云フ風ニナラシメ居リマスルン、又公益事業ノ爭議ノ所謂罷業ノ場合ニハ、豫メ之ヲ通告シナケレバナラヌトカ何ントカ云フヤウナ非常ニ難カシイ規定ガ設ケラレルコトニナリマス、是ハ要スルニ所謂勞働者側ノ武器デアアル所ノ「ストライキ」ヲ殆ド不可能ナラシメルト云フ結果ニナルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、サウ云フコトカラ歸納シテ參リマスト云フト、此爭議調停法ノ改正ト云フモノガ世間ノ言フ所謂爭議取締法ト同ジ目的ヲ持テ居ルンダ、同ジ所ニ歸著スルノダト云フ風ナ噂ガ必シモ單ナル疑デハナイヤウニ考ヘラレルノデアリマス、其點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ煩シタイト思ヒマス、更ニ昨日、私ガ最後ニ勞働組合法ト思想問題ノコトニ付テ御伺フ致シマシタ、稍、私ノ質問ガ意見ニ涉リマシタコトヲ甚ダ恐縮ニ思フノデアリマスガ、内務大臣ハ私ノ述べマシタコトヲ大層新シイ言葉ヲ以テ尖端的ダト云フヤウナ御批評ガアリマシタ、私ハ決シテ、サウシタ今日使ハレテ居ル尖端的ト云フ言葉ノヤウナ浮イタ、ウワツイタ氣持デ、私ハアアシタ質問ヲ申

上ゲタノデアリナイノデアリマシテ、所謂人各各見ル所ガ異リマスシ、其人ノ立場ニ依テ今日ノ社會狀態ヲ見ル目ハ皆違フノデアリマスガ、私ハ現時ノ日本ノ社會狀態全般ニ互リ、殊ニ斯ウシタ勞働運動ト云フ方面ヲ見マスル時ニ、非常ニ切迫シ、非常ニ窮迫シタ狀態ニマデ今日追詰メラレテ居ルト云フコトヲ、私ハ痛感シテ居ル者ノ一人デアリマス、從テ非常ニ深刻ナ社會狀態ニ對シテ之ヲ救濟シ、之ヲ打開シテ行ク爲ニ、生半可ノ中途半端ナ、生温イ手段ヲ以テ之ヲ解決スルト云フコトハ殆ド困難デアアル、從テ此問題ヲ解決スル爲ニハ、相當力強イ徹底シタ所ノ政策ニ依ルニアラザレバ、之ヲ救濟シ得ナイト云フ風ニ私ハ信ジテ居ルノデアリマス、從テサウシタ意味ニ於テ御尋ネシタノデアリマシテ、勞働組合法、今日提出サレタ所ノ勞働組合法案ト云フヤウナ程度ノモノデハ、私ノ見ル今日ノ社會狀態ト云フモノヲ如何トモシ難イト云フ風ニ私ハ信ジタノデアリマスガ故ニ、アアシタ質問ヲ申上ゲタノデアリマス、併ナガラ内務大臣ノ御意見ハ、私ノヤウナ意見モアリ、又全然反對ノ意見モアルノデアアルカラ、所謂政府ノ採ッタ所ノモノハ其中庸ヲ得タモノデアアルカラシテ、是ガ一番宜イノダト云フヤウナ御答辯ガアッタノデアリマス、敢テ之ニ對シテ意見ヲ闕ハスト云フヤウナモノデハアリマセヌカラシテ、此點ニ付テノ私ノ質問ハ打切りニ致シマスガ、只今申上ゲマシタ爭議調停法ノ改正ニ付キマシタ點ト、竝ニ第十四條ノ産業組合式ノ仕事ヲ勞働組合ニ許スト云フ、此二ツノ點ニ付キマシテ、御答辯ヲ得ルコトガ出來レバ非常ニ仕合せデアリマス、時間ノ少イ際デアリマスカラ、

私ノ質問ハ此程度ニ於テ打切りタイト思ヒマス

〔國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(安達謙藏君) 御答へ致シマス、社會局ノ案ナルモノハ御話ノ通り、社會政策審議會ノ答申ヲ基礎ト致シマシテ、其答申ニ依テ拵ヘタ案デゴザイマシテ、マダ政府ノ確定セル案デハ確ニナカッタノデアリマス、ソレデ昨日申上ゲマシタ通り、其案ガ出來マスヤ、之ヲ世間ニ公ニシテ、世論ノ批評ヲ問ウテ見タノデアリマス、審議會ノ案其モノヲ政府ノ案トセナケレバナラヌト云フコトハナイノデアリマシテ、政府ノ諮詢ニ應ジテ答申ヲ得タ案ヲ基礎トシテ社會局デ拵ヘタ案デアリマス、政府ノ確定ノモノデハナイト云フコトヲ更ニ申上ゲテ置キマス、今日御尋ノ第十四條ノ規定ハデス、御話ノ通り、産業組合ノ爲スベキヤウナコトヲ爲サセマスノデアリマスガ、ソレハ第一條ノ共同利益ノ保護増進ヲ目的トスルト云フコトニ基キマシテ、營利ヲ主タル目的トセズシテ、一般ノ營利業者ニ影響ナク、他ノ商人ト競争スル虞レナクシテ、サウシテ産業組合ノ事ヲ爲スノデアリマス、労働組合ハ労働者ノ共同ノ福利ヲ目的トスルモノデアリマスカラシテ、斯カル事業ヲヤラセマシテ、サウシテ保護助長セムトスルモノデアリマスカラ、第一條ト照應シテ初メテ此十四條ガ働キマシテ、労働組合ヲシテ産業團體ヲラシムル所ノ目的ヲ全ウシ得ルノデアリマシテ、ソレデ此産業組合ノ制度ヲ紊亂スルト云フ虞レハ毫モナイト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二ノ御問ノ爭議調停法ニ關スルコト、之ニ付キマシテハ世間ノ噂話ヲ以テ、此調停法ヲ出シマシ

タコトニ付テノ御判斷ヲ下サルコトハ、私ハ間違テ居ルト考ヘマス、今マデ行ハレテ居リマシタ所ノ爭議調停法ナルモノガ不備ノ點ガアリマシテ、昨日モ申上ゲマシタヤウニ既往五箇年間ニ僅ニ二回ダケ外、アノ調停法ヲ利用スルコトハ出來ナイト云フヤウナ状態デアリマスカラ、其不備ヲ補ハムガ爲ニ今度改正イタシタ次第デアリマス、御話ノヤウニ「ストライキ」ヲ不可能ナラシメルト云フヤウナコトハ全然無イノデアリマシテ、此爭議ノ取締ト云フコトヲ企ツルノデハナイノデアリマシテ、唯爭議ノ圓滿ニ迅速ニ解決セムコトヲ期スル爲ニ調停法ヲ作ルノデアリマシテ、決シテ「ストライキ」ヲ不可能ナラシメルト云フコトデハナイ、爭議ハ成ベク圓滿ニ、成ベク迅速ニ治マルヤウニスルト云フ其方法ヲ規定シタニ過ギマセヌカラ左様御承知ヲ願フテ置キマス

〔赤池濃君演壇ニ登ル〕

○赤池濃君 本案ハ初メテ我國ニ於テ労働組合ヲ公認シ、労働運動ヲ法律ヲ以テ保護セムトスルモノデアリマシテ、即チ我國ノ労働立法ノ上カラ見マシテ極メテ重大ナルモノデアルト同時ニ、其影響ノ極メテ測ルベカラザルモノガアルト云フコトハ言フヲ俟タナイ次第デアアルノデアリマス、從テ之ニ對シテハ慎重審議ヲ盡スノガ議員ノ當然ノ任務ト心得ル次第デアリマス、衆議院ニ於テ過去二箇月ニ互フテ十數回ノ會議ヲ重ねマシタコトニ付テハ、我々ハ衆議院ノ努力ヲ深く多トスル次第デアアルノデアリマス、併昨日ノ當院ニ於ケル所ノ論戰並ニ衆議院ニ於ケル所ノ論戰ノ跡ヲ見マスルト云フト、期セズシテ此法案ヲ論ズル際ニ、思

想問題並ニ政治問題ガ非常ニ議論サレテ居リマス、或ハ經濟問題ヨリモ寧ロ重キヲ政治若クハ思想ノ問題ニ於テ論議サレテ居ルト云フノハ、餘程注意スベキ現象ダト考ヘルノデアリマス、恐ラク事情ヲ知ラナイ人ガアリマシタナラバ、不思議ノ感ヲ懷ク位デアラウト思フ、或ハ外國人ノ如キハ殆ド理解ガ出來ヌカモ知レヌト思フノデアリマス、此コニ我國ノ労働立法ノ特色ガ存スルコトダト思ヒマス、我國ノ労働團體ハ皆様ガ御感ジノ如ク、御承知ノ如ク、一面ニ於テハ政治團體ハ思想團體デアアル、一面ニ於テハ政治團體デアアル、即チ一身ニシテ三ツノ面、三面ヲ持テ居ル所ノモノデアアルコトハ、是ハ世界ノ、他ニ殆ド例ヲ見ナイ所ノ現象デアアルノデアリマス、恰モ觀音菩薩ガ三十三身ヲ示現シテ、サウシテ自由自在ニ變形シテ働ク如ク、此我國ノ労働團體ハ必要ニ應ジテ其姿ヲ變ヘテ、政治或ハ思想或ハ労働、ソレゾレニ活躍シテ居ルト云フノガ今日ノ情勢デアアルノデアリマス、此狀況ヲ知テサウシテ之ニ適應スルヤウナ法案ヲ作りマセヌト云フト、實際ニ即チナイ所ノ法案ガ出來ルト云フコトハ、是ハ言フヲ俟タナイ次第デアアルノデアリマス、即チ外國ノ立法例ヲ持テ參リマシテ、我國ノ労働法ニシヤウト致シマシテモ、ソレハ役ニ立チマセヌノデアリマス、彼ノ國ニ行ハレテ居ル所ノ労働理論ヲ持テ參リマシテ、直グニ我國ノ理論トシテ之ヲ何トカシヤウト思フテモ到底合ハヌノデアリマス、即チ我國ノ労働運動ハ非常ニ複雑ナルモノデアアル、特殊ナル性質ヲ持テ居ルト云フコトヲハ、キリ意識シテ居ラナカッタナラバ、最モ必要ト感ズル點ニ對シテ十分ニ立法ガ出來ナイト云フ結果ニ

相成ル譯デアリマス、我々ハ今回ノ如ク重大ナ法案ニ付キマシテハ、十分ニ我國ノ現狀ニ適應スルヤウナ法律ヲ作ルト云フコトニ付テ専心努力ヲシナケレバナラヌト思フノデアリマス、而シテ現在ハ過去ノ成果デアアルコトガ多イノデアリマスカラシテ、從テ現在ノミナラズ過去ノ狀況モ能ク調査イタシマシテ、何ガ一番今日ノ労働立法ニ付テ必要デアアルカト云フコトヲ明カニシナケレバナラヌト思フノデアリマス、近來動モスレバ立法ノ際ニ於テ兎角抽象論……理論ニ流レマシテ實際ニ即チナイ所ノ法律ガ大分出來テ居リマス、法律ハ出來タケレドモ實行ニ苦シム、或ハ實用ガナイト云フ法律ガ屢、散見スルノデアリマスカラシテ、今回ニ於テハサウ云フヤウナコトノ弊害ガナイヤウニ慎重審議ヲ盡スノガ、我々議員ノ任務ダト考ヘル次第デアリマス、此意味ニ於キマシテ、私ハ内務大臣ニ三箇ノ點ニ付テ御尋ヲ致シタイト思フノデアリマス、第一ハ、政府ハ我が労働運動ノ現在ノ狀況ヲ詳シク御承知ノ上デ此法案ヲ御提出ニナツタカ、……現在ノ狀況ヲ詳シク御承知ノ上ニ於テ此法案ヲ御提案ニナツタカ、第二ハ政府ハ我が労働運動ノ歴史沿革ヲ詳シク御承知ノ上デ此法案ヲ御提案ニナツタカ、第三ハ政府ハ此法案ヲ提出スルニ當テ準備行爲トシテ如何ナルコトヲ爲サレ、又如何ナル成績ヲ既ニ收メテ居ラレカト云フ、此三點ヲ御聽キンタイノデアリマス、御答辯ヲ得ルニ御便利ダト考ヘマスルノデアリマスカラシテ、私ガ少イ記憶デアリマスカレドモ、記憶シテ居ル所若クハ見テ居ル所ノモノヲ申上ゲテ御參考ニ供シマシテ、私ノ眞意ヲ明カニシテ、ソレデ以テ御答辯ヲ願

ヒトイト思フゾデアリマス、先づ第一ノ質  
關カシテ事實ヲ申述ベテ御答辯ヲ資ニ供  
シタイト思フゾデアリマス、近來勞働爭議  
勞働費イタシマスコトハ誠ニ産業ノ爲ニ遺  
憾ニ堪ヘマセズ、殊ニ惡性ノ爭議方往々ニ  
シテ現ハレマスノハ國家ノ爲ニ眞ニ憂慮ニ  
堪ヘマセズゾデアリマス、而シテ此爭議ノ  
實況ヲ見マスルコト云フト、爭議ハ其工場内  
ニ於ケル所ノ多數ノ人ニ依リテ起サレル  
ヨリハ寧ロ少數ノ人ニ依リテ起サレルコト  
ガ多ク、中ニハ全ク工場外ノ人ニ依リテ起サ  
レル實例モアリマス、是ハマア極メテ例外  
デアリマスガ、兎ニ角サウ云フコトモアル、  
斯ク如キハ殆ド外國ニ於テハ想像モ付カヌ  
コトデアラウト思フゾデアリマス、而シテ  
爭議ガ一旦發生シタ後ニ於テハ、其工場内  
ノ職工ハ専心一意其爭議ニ付テ、勞働ヲ改  
善ノ爲ニ努力スベキ筈デアリマスニ拘ラ  
ズ、事實ハ之ニ反シテ所謂爭議團ト云フモ  
ノガ出マシテ、爭議ハ大抵爭議團ノ手ニ引  
渡サレテ、爭議團ガ責任ヲ以テ資本家側ト  
交渉スルト云フノガ實例デアリマス、其  
ス、其爭議團ト申シマスモノハ、工場内ノ  
人モアリマスルケレドモ、工場外ノ人ガ來  
マシテカランシテ、サウシテソレヲヤリマス、  
或ハ工場外ノ人ニ依リテ其爭議團ガ指導サレ  
ルコトガ多クゾデアリマス、所謂勞働組合ノ  
幹部其他ノ人ガヤリテ參リマシテ、爭議團ノ  
指揮ヲ執リテ居ルト云フノガ多ク見ル所ノ實  
例デアリマス、而シテ工場内ノ職  
工ハ手ヲ拱イテ、ドウ云フ結果ニナルカト云  
フコトヲ待テ居ル譯デアデ、唯指揮命令ノ  
下ニ於テ成行ヲ待テ居ルト云フノガ多ク、  
直接利害關係ガナイ所ノ人ガ爭議ヲスルト

云フコトハ、是ハ原則デアリマセウカ、確  
ニ是ハ變態ト考ヘナケレバナラヌト思フ、  
其昔、爭議ノ日本ノ歴史ヲ見マスルコト云フ  
ト、外部ノ人若クハ「インテリゲンチヤ」若  
クハ勞働運動ノ指導者ナル者ガ勞働者ヲ指  
導シ、勞働爭議ヲ起サシメタコトガアリマ  
スガ、ソレノ遺物ダト云ヘバソレ迄デアリ  
マスケレドモ、是ハ唯過渡時代ノ現象トシ  
テ單純ニ見逃スコトガ出來ルデアリマセウ  
カ、ドウデアリマセウカ、工場ニ付テ格別  
緣故ガナイ人ガ爭議ヲスル際ニ於テ、工場  
ニ對シテ深切ナ態度ヲ取ルコトガ出來ル  
カト云フコトハ、是ハ甚ダ疑ハシイコトデ  
アリマス、我々ハ屢々外國ニ於ケル爭議ノ例  
ヲ聞イテ居ル、外國ノ爭議ト云フモノハ勞  
働條件ノ改善若クハ向上ニ付テノ爭議ヲ起  
ス、産業本位ニ於テ起ス、從テ爭議ヲスル  
際ニ於テハ、先ヅ機械ノ停止メヲシテ、ソ  
レデ以テ機械ノ損失ガナイト云フヤウナ風  
ニシテ、又ソレガ爲ニ將來自分達ノ本義ヲ  
失ハナイト云フヤウナ風ヲ持テ居  
ル、爭議ハ爭議、所謂勞働條件ノ改善ハ勞  
働條件ノ改善ヲ以テスル、産業ハ何處マデ  
モ保護シナケレバナラヌト云フ立場デア  
テ居ル例ヲ屢々聞イテ居リマス、然ルニ我國  
ノ爭議ヲ見マスルコト云フト、太抵ノ場合ニ於  
テハ、機械ニ對スル所ノ或種ノ破壞ガ行ハ  
レテ居ル、機械ニ向テテ最善ノ注意ヲ盡ス  
ト云フ風ナコトハ殆ド聞カナイゾデアル、  
我々ガ若シ本當ニ、唯勞働條件ノ改善ヲ目  
的トシテ爭議ガ起サレルナラバ、決シテ今  
日ノ如キ、現在ニ見ルガ如キ爭議ガ起ラナ  
イダラウト思フゾデアリマス、爭議申ニ於  
テハ屢々示威運動ガ行ハレマス、外國ノ示威  
運動ニ付キマシテハ、唯所謂行列ガアルト

カ何トカノ示威運動ガアルダケデアリマシ  
テ、ソレニ付テハ殆ド何等ノ暴行モ伴ヒマ  
セヌケレドモ、我國ノ示威運動ニ付テハ、  
必ズヤ一種ノ暴行ガソレニ伴フテ起ルト云  
フノハ、是ハ事實デアリマス、此暴行ヲ大  
目ニ見テ居レバ、警察ハ萬歳ト稱讃サレル、  
若シ之ヲ取締リラシヤウトスルト、是ハ警  
察ハ彈壓スルト云フテ非難サレルノデアル、  
先日來内務大臣ハ爭議ニ對シテハ十分ノ取  
締ヲスルト仰セラレテ居リマスガ、十分ナ  
取締リガ出來テ居レバ誠ニ結構デアリマ  
ス、私共何ヲカ言ハムヤデアリマス、多分  
御報告ヲ見テ御答辯ヲラウト思フ、然ラ  
ザレバ實際爭議ヲ御存知ナイ人ノ言ダト思  
フゾデアリマス、是等ハ平穩ノ爭議ニ於テ  
現ハレル現象デアリマス、惡性ノ爭議ニナ  
リマスト云フト、決シテコンナ生マヤサン  
イモノゾデアリマセヌ、其程度ニハ色々差  
ハアリマセウケレドモ、惡性ノ爭議ニ於テ  
ハ、必ズ大ナル損害ヲ與ヘ、往々治安ヲ紊  
ルモノガアルト云フコトハ、是ハ内務大臣モヨ  
ク御承知ノコトダラウト思フ、惡性ノ勞働  
爭議ニ於キマシテ、常ニ見ル所ノ現象ハ暴  
行、脅迫、革命歌ヲ歌フ、不穩文書ヲ散布  
スルコトガ、是ガマア定石ト申シテモ差支  
ヘナイト思フ、暴行脅迫ハ昨日モ藤原君ノ  
御話ガアリマシタガ、勞働爭議ニ於ケル所  
ノ戰術ノ一ツト思フゾデアリマス、所謂赤  
色「テロ」ト云フモノノ中ニ網羅サレルモノ  
デアリマシテ、是ハ消極、積極ノ色々ナ方  
法ニ依リマシテ、資本家ノ心膽ヲ寒カラシ  
ムル、其間ノ志、所謂闘志ヲ碎クニ殺立ツ  
モノデアリマシテ、此手段方法ハ近來益々巧  
妙ニ起イテ來マシテ、唯資本家ノ人ニ對ス  
ルノミサラズ、資本家ノ妻子ニ對シテモ、

種々ナルコトヲ致シマシテ、其心理狀態ヲ  
シテモウ堪ラナイ、是デヤモウ、此爭議ガ  
ドウナラウト、斯ウナラウト一日モ早ク等  
議ヲ終了シタイモノダト云フヤウナ風ノ心  
ヲ起サシメルヤウナ風ニ仕向ケテ參テ居  
リマス、赤色「テロ」ヲ以テ心理狀態ヲ左様ニ  
導イテ居ルト云フコトハ、是ハ現在ノ狀況  
デアリマス、而シテ此赤色「テロ」ハ爭議ノ  
際ニ於テ非常ナ威力ヲ發揮シテ居ルニ拘ラ  
ズ、動モスレバ世人ハ兎角之ヲ聞却シ、又  
之ヲ知ラナイ振ラシテ居ルヤウナ風ノコト  
ガアル、或ハ思想ヲ以テ闘フベキモノデア  
ルトカ、勞働條件ハ當事者ノ自由任意ニ解  
決サスベキモノデアルトカ云フ風ノコトヲ  
言フテ、唯概念論ヲ以テ爭議ヲ觀察シテ居ル  
ゾデアリマス、是ハ如何ニモ實際ヲ見ナ  
イ所ノ議論デアリマシテ、是ガドウデアリ  
マセウカ、實際ニ爭議ハドウ云フ風ノ働キ  
ヲシテ、サウシテ其心理狀態ヲ動かサレテ、  
サウシテドウ云フ風ノ苦痛ヲ感ジテ解決シ  
ヤウトシテ居ルノデアルカト云フコトヲ、  
余ク知ラナイ所ノ議論デアリマス、デアリマ  
ス、思想ハ思想ヲ以テ對抗スルモノゾデア  
リマスガ、一方ノ方ニ於テハ思想「ブラ  
ス」或暴力若クハ脅迫デアリマス、デアリマス、  
ソレヲ以テ對抗シテ居ルト云フ事實ヲ志レ  
テハ、總テ勞働運動ナリ他ノ爭議ノ狀況ハ  
本當ノコトハ分ラナイゾデアリマス、ソレ  
ヲ取締テ、サウシテ兩方同ジヤウナ風ナ水  
平ニ置イテコソ、初メテ自由意思ヲ以テ任  
意ニ解決スルコトガ出來ルノデアリマス、  
一旦其コトヲ失テ居ル以上ト云フモノハ、  
決シテ其自由任意ニナルトハ申サレナイゾ  
デアリマス、此點ハ爭議ヲ論ズル際ニ於テ  
必ズ考ヘテ置カカレバナラヌ問題デアリ

ト思フノデアリマス、又總テ論戰ノ間ニ於テ警察ノ不取締ナントカヲ皆サンガ論ジテ居ルト云フノハ、其點ニ重キヲ置イテ言ハレテ居ルノデアルト思フノデアリマス、内務大臣モ勿論其聲ヲ御聞キニナルコトガ必要ト思ヒマス、資本家ノ方ニ於テ、若シ或力ヲ借りタナラバ直グ暴ヲ團ト非難サレ、ダカラシテ何方自衛ノ方法ヲ講ズルコトサヘモ困難ナク狀況デアル、警察方何カスルト云フト、取締ルト、彈壓ガト言ハレモノデスカラ、警察官モ成ルベク手心ヲ加ヘルト云フ風ノ狀況モアルノデアリマス、是方屢、此論戰ノ跡ヲ見マシテ、速記録ニ現ハレテ居ル所ノ議論ノ起ル所以ヲ思フノデアリマス、革命歌ノ何モノナルカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ言フ迄モデアリマセヌ、少シク革命歌ノ内容ヲ知テ居リマス者ハ、實ニソレヲ口ニスルコトサヘモ憚カリマス、私ハ此際ドウ云フ風ニ革命歌ガ歌ハレテ居ルカ、ドウデアアルカト云フコトハ申シマセヌ、兎ニ角等議ノ際ニ於テ、革命歌ト云フモノガドウ云フ風ニ労働者ヲ結束セシメ、労働者ノ士氣ヲ鼓舞シ、サウシテ或一種ノ作用ヲ起シテ居ルカト云フコトヲ知レバソレ澤山ダト思フノデアリマス、此點ハ内務大臣ガ詳シク御承知ノコトダト思ヒマスカラシテ私ハ繰返シマセヌ、不穩文書ニ付テ申シマシタナラバ、是ハ尙更ノコトデアリマス、私共ハ不穩文書ノ内容ヲ詳シク申上ゲルニ忍ビマセヌノデアリマス、餘リニ我トシテハ恐懼ニ堪ヘナイコトガ澤山書イテアルノデアリマスカラ、此壇上ニ於テ私ガ此事ヲ申スコトハ出来マセヌノデアリマス、併シ如何ナル險惡ノ性質ノモノデアルカ、下シテコトガ書イテアルカト

云フコトハ、御轉瞬ニ任セマス、テ爭議ノ際ニ於テハ其爭議ノ外ニ必ズソレニ附隨シテ、私ガ口ニスル能ハザル所ノ文句ヲ書イタ所ノ宣傳「ビラ」不穩「ビラ」方盛ニ頒布サレテ居ルノデアリマス、昨日藤原君ノ質問ニ對シテ内務大臣ハサウ云フモノハ皆俺ノ方デ以テヨク取締テ居ルト云フ御話ガアリマシタ、内務大臣ノ取締ト云フモノハドウ云フ意味ノ御取締デアアルカ、一旦配布サレタモノヲ、散テサレタモノヲ、御集メニナツタリ、散ラサレタ後ニ於テ、ソレデ以テ取締ヲサレタコトデアリマス、不穩文書ノ散布前ニ於テドノ位官憲ノ手ニ於テソレガ差押ヘラレタノデアアルカ、撒カレタ後カラソレヲ拾タカヲト云フテ、是方取締ト云フコトハ決シテ申サレナイノデアリマス、尙ホ一步進メテ申シマスレバ我ハサウ云フ不穩ビラガ散布セラレナイ前ニ於テ、十分ニソレガ差押ヘラレタコトヲ希望シマス、其以上ニサウ云フヤウナモノヲ散ラスト云フヤウナ風ノ思想ヲ起テナイヤウニ、又ソレニ書イテ、文字ニ表ハシテ居ルヤウナ風ノ思想ガナイヤウニト云フコトヲ、本當ニ取締テ賞ヒタイト思ヒマス、是ハ内務大臣ダケノ力デハ無論イキマセヌ、國家總動員ノ力ヲ以テ、ソレ位ノ覺悟ヲ以テヤラナケレバ此コトハ出来マセヌデアリマスルケレドモ、其ヤウナ風ニ心ヲ用キテ賞ヒタイト思フ、書イタモノヲソレヲ押ヘタカヲト云フテ是デ取締ガ出来タト云フ風ノコトデアッタナラバ、餘リニ人ヲ馬鹿ニシテ居ル所ノ御話ダト思フ、不穩文書ノ配布ナリ若クハ革命歌ナリ、其他色ニノコトニ付キマシテ中ニイヤナコトガ澤山アリマス、併シ是ハ官憲モ餘リ口ニシテ居ラナイ、私共モ之ヲ口ニ

スルコトヲ憚リマス、始終是ハ沈黙ヲ守テ居リマシタ、是ハ言フヨリハ言ハナイ方ガ利益ダト考ヘテ居リマス、國家ノ爲ニ利益ト考ヘテ居リマスモノデアリマスカラシテ、從來ハ沈黙シテ申シマセヌデアリマシタ、併ナガラ今日ハ労働立法ヲ議スル時デアリノデアリマス、政府ノ原案ニ依リマスルト云フト、労働組合ヲ保護シ、此労働運動ヲ是認シテ之ヲ保護シヤウトスル所ノ問題デアアルノデアリマス、サウ云フ時デアリマスルカラシテ、此現在ノ労働運動ガドウ云フモノデアアルカト云フコトノ眞相ヲ明カニシテ、サウシテ居ラナカッタラバ、多勢ノ人ガ特斷ヲ謀ル虞レガアルト思フノデアリマス、唯暗黒面ヲソレ隠シテシマツテ居テ唯暗黒面ヲソレ隠シテシマツテ居ルヤウナ風ニ裝ウテ、サウシテ何方言フテ居ルナラバ、人ヲシテ労働爭議ノ眞相ヲ誤テ、同時ニ此法案ヲ議スル時ニマツテ、肝腎ノ特斷ヲ誤ラシムル虞レガアルモノデアリマスカラシテ、私ハ已ムヲ得ズ此席ニ於テ此事ヲ言ハナケレバナラヌ羽目ニ迫ラレタノデアリマス、誠ニ已ムヲ得ザルコトデアアルノデアリマス、尙ホ甚シキニ至リマシテハ、現今ノ爭議ノ惡性ナルモノハ革命ノ豫行演習ト稱シテ、サウシテ殺傷……人ヲ殺シタリ傷ケタリ致シマストカ、放火モ致シマス、掠奪モ致シマス、機械ノ破壊ハ勿論ノコト、サウ云フヤウナ風ノコト迄致シマスルシ、更ニ鐵砲ノ彈丸ガ飛ブト云フヤウナ風ノコトモアルノデアリマス、或ハ又街路ニアル所ノ電燈ヲ壞シテ市街ヲ暗黒トシテ居ル、サウシテ襲撃ヲ試ミルノデアリマス、市街戰ト稱シテソレヲ敢テスルヤウナ風ノ狀況マデモアルノデアリマス、最モ極

端ト稱セラレテ居ル所ノ濱松ノ樂壽會社ノ爭議ニ付テ見マスルト云フト、斯ノ如キ狀況ガ續イタコトハ數十日デアリマス、市民ハ戰々兢々トシテ其増ニ安ンゼズ、サシモ股賑ヲ極メタ所ノ市ハ一時ハ全ク死ノ都ノ如ク相成タノデアリマス、而モ此爭議ニハ露西亞大使館ノ高官ガ之ニ參與シタト傳ハレテ居ルノデアリマス、相當ノ人ノ自白ニモソレガ戰「テ」居ルト噂サレテ居ル位デアリマス、如何ニ我國ノ労働爭議ト云フモノガ、ドノ位ノ程度マデ及ンデ居ルカト云フコトヲ見マスルト云フト、我ハ唯之ヲ單純ナル爭議トシテ、ソレデ以テ簡單ニ労働爭議ナドト簡單ニ取扱フ譯ニ行キマセヌノデアリマス、從テ爭議ハ變ジテ騷擾罪トナリ、或ハ傷害罪トナリ、殺人罪トナツテ刑法ニ觸レルコトモ屢、アルノデアリマス、現ニ昭和二年以來第一審ノ判決ヲ經タモノデモ騷擾罪ガ十件、此人間ガ二百六十五人、殺人罪ガ一件、斯ウ云フ風ナコトガ現ハレテ居ルノデアリマス、労働爭議ニ於テ、斯ウ云フヤウナ風ノ殺人罪ト云フ風ノモノマデ出テ來ルト云フコトハ、是ハ他國ニ於テ殆ド類例ヲ見ナイコトダラウト思フノデアリマス、我々ハ之ニ對シテ實ニ憂慮ニ堪ヘナイ、又國家ノ爲ニ眞ニ憂慮ニ堪ヘナイモノガアルト思フノデアリマス、産業上カラハ勿論ノコトデアリマス、斯ノ如キコトハ何カラ發スルカ、衆議院ノ速記録、又昨日藤原君ニ對スル所ノ内務大臣ノ御答辯ヲ承ハリマス云フト、内務大臣ノ資本家ニ不都合ノ點ガアルカラシテ不必要ノ抗争ヲ起スンダ、斯ウ云フ風ノ御答辯ガアリマシタ、労働爭議ノ原因ハサウ云フヤウナ風ニ御話ニナツタ、内務大臣ノ御話ハ確ニ一面ノ事實ヲ

ト思フ、我々今日資本家ノ態度ニ對シテハ甚ダ不滿ノ點ガ少クナク、資本家ノ横暴ヲ攻撃スルコトニ付テハ決シテ私共人後ニ落テルモノデアリマセヌ、彼等ノ罪惡ニ付テハ許スベカラザルモノアルコトモ知テ居ルノデアリマス、就中資本「ブローカー」ト云フモノノ罪惡ハ、勞働「ブローカー」ト相並ニテ、決シテ是ハ容スベキモノデナイト云フコトモ思ヒマス、デ資本家ニ對シテハ十分ナ反省ヲ促スト云フコトハ、是ハ言フ迄モナイ話デアアルノデアリマス、ケレドモ唯簡單ニ、内務大臣ノ如ク、現今ノ爭議ハ資本家ノ態度ノ爲ニ不必要ナ抗爭ヲ勞働者ニ起サセルノダト云フノデアリマセウカ、ソレガ唯一ノ原因デアリマセウカ、ソレガ主ナル原因デアリマセウカ、私ハ甚ダ疑フ、私ハ敢テ言フ、勞働組合ノ綱領ニシテ現在ノ如クアル以上ハ、又勞働運動ノ「イデオロギ」ガ階級闘争ノ上ニアル以上ハ、而モ組織團結ノ力ニ依テ資本家ヲ克服セシメナケレバナラナイト云フコトヲ書イテアル以上ハ、此爭議ト云フモノハ、全然跡ヲ斷ツモノデアリマセヌ、今日ノ勞働組合ノ綱領ヲ見レバ、其文字ヤ若クハ表現ノ方法ニ付テハ多少ノ程度ノ差異ハアリマスケレドモ、何レモ皆「マルクス」主義ニ則テ、階級闘争ヲ基礎觀念トシテ團結ノ威力ヲ極度ニ發揮セシムルコトヲ標榜シナイモノハナイノデアリマス、是ガナイ組合デアッタナラバ、御用組合トカ何トカ冷笑サレテ居ルノデアリマシテ、大抵ノ組合ニ於テハ必ズ其事ヲ掲ゲテ居ル、此階級闘争ノ觀念ニ從ハバ、此「イデオロギ」ニ從ッタナラバ、勞働ト資本トハ必然的ニ闘争スベキモノデアアル、協調スベキモノデナイト

ト云フコトヲ申シテ居リマス、資本家ハ勞働者ヲ搾取シテソレレ共富ヲ成シタモノデ、勞働家ハ資本家カラシテ其富ヲ奪還スル、奪還スルノ權利ガアルノダ、現今ノ社會ハ、資本家「ブルジョア」ニ依テ、ブルジョア「ノ」爲ニ「ブルジョア」ノ便利ノ爲ニ造ラレテ居テ「ブルジョア」ニ支配セラレテ居ル所ノ社會デアアル、我々「プロ」人間トハ相容レナイ所ノ社會デアアルノダカラシテ、我々ハ團結ノ力ニ依テ、之ヲ打破シナケレバナラナイ、サウシテ「プロ」ノ獨裁政治トシナケレバナラナイト云フノガ、今ノ勞働運動ニ於ケル所ノ指導精神ノ主ナルモノデアアルノデアリマス、此主義ノ下ニ於テ此指導精神ニ依テ指導サレテ居ル以上ハ、爭議ナリ總テノ運動ト云フモノガ、是ガ平穩ニ行ハルベキモノト思ハレマスルカドウカ、此社會ハ不合理デアアル、呪フベキモノデ不都合ノモノデアアルト云フコトヲ絶叫シテ居テ、サウシテ一面ニ於テハ資本家ノ罪惡ヲ唱ヘテ居ル、將來ハ自分達ノ天下ニスルト云フコト多勢ヲ鼓吹シテ居ル、勞働家ノ天下ニナルト云フ此一言ホド、勞働者ノ心ヲ動カスモノガアリマセウカ、勞働運動ニ携ハル者ガ肉ガ躍リ血ガ湧キ面白クテ堪ラスノハ、勞働者ノ天下ニナルゾト、「プロ」ノ天下ニナルゾト、鼓吹サレテ、革命歌ニ依テ鼓吹サレル、色ミナコトニ依テ煽動サレルカラ、ソコニ熱ガ加ハテ來ルノハ言フ迄モアリマセヌ、富ヲ奪ヒ還シテシマヘト云フコトホド、勞働者ノ敵愾心ヲ奮起サセルモノガアリマセウカ、而モ是ガチヤント理論ヲ附ケラレテ居テ、今ノ資本家ノ富ハ搾取シタモノデアアル、ソレダカラオ前達ハソレヲ奪ヒ還シテモ差支ナイゾト、斯

ウ云フ風ノ理論ヲ附ケラレテヤル以上ハ、ソコニ一種ノ信念ヲ伴フテ、勞働者ガ或種ノ活動ヲスルト云フコトハ、是ハ言フ迄モナイ話デアリマス、此標語「スローガン」ガ改マラナイ以上ハ、勞働運動ノ穩健ヲ望ムノハ望ム方ガ誤リデハナイデセウカ、勞働者ハ此「スローガン」ニ依テ、兎ニ角所謂「マルクス」理論ニ依リマシテ、階級闘争ノ主義ニ依リマシテ、一種ノ理論ガアルノデアリマス、即チ此勞働運動ニハ一種ノ信念ガアリ、論理ガアリ、ソコニ熱情ガアルノデアリマス、若シ勞働運動ガ何等ノ信念ガナク指導精神ガナク、タナラバ、一時的ノ發作的ノ暴動ニ止マテシマヒマスルケレドモ、發作的ノ一時限リノモノデナイト云フコトハ、ソコニ強烈ナル或種ノ理論信念ガアルカラ起テ來ルノデアリマス、而モ斯様ナルコトハ當然デアアルノダト云フコトヲ考ヘルカテ、絶エズ行テ居ルト云フコトハ、是ハ見逃ガスベカザラル現象デアアルノデアリマテ、此間違タ所ノ指導精神ヲ、此基礎觀念ヲ轉回スルカト云フコトニ付テ、御努力ニナレベキノガ當リ前ダト思フ、ソレヲテトモ捨テテ顧ミズシテ、唯法案ヲ出シタ所ガ百ノ法案、千ノ法案何ノ役ニ立ツモノガアリマセウカ、勞働運動ヲ穩健ニ導カウト云フ考デアッタナラバ、先ヅ其根本ノ所ニ付テソレレノ御考ヲ廻ラサレナケレバ相成ラナイダラウト思ヒマス、是ハ議論ニ互リマシテ甚ダ失禮デアリマスケレドモ、兎ニ角事實ヲ申上ゲルト遂ニ言ハザルヲ得ナクナテ來ル、勞働法案ガ提出サレテ以來二月ニ互ル論戰ノ中ニ於テ、内務大臣ノ御口カラシテ一言モ

此事ニ付テ御話ガナクカッタコトハ、我々ハ深ク遺憾トスル點デアアルノデアリマス、内務大臣ノ御經綸ヲ伺フコトガ出來ナク、甚ダ私トシテハ遺憾千萬デアリマス、尙ホ又此「イデオロギ」此基礎觀念ノ下ニ於テ、「プロレット」カルチュア、所謂「ブルジョア」ト云フモノヲ施シテ居ル、其内容ハ此處ニ申上ゲマセヌガ如何ナルモノデアアルカ、所謂此綱領ノ下ニ於テ戰術戰略ヲ教ヘルモノデアリマス、而モ是ハ革命式ニ依テ、或信念ヲ持テ居ル人間ガソレヲ實行スル方法ヲ教ハテ居テ、其戰術ニ依テ今日勞働爭議ヲ營ミツ、アルノデアリマス、デ私ハ是レ以上ノコトハ餘リ申シタクアリマセヌ、内務大臣ガ御承知ノモノト思ヒマスカラシテ、篤ト内務大臣ノ御考慮ヲ促スト云フ程度ニ止メテ置キマシテ、治安ニ關係アルト思ヒマスカラ餘リ此處ニ申上ゲマセヌ、デ茲ニ於テカ第一問ハ、即チ内務大臣ハ現在ノ爭議ノ狀態ヲ能ク御承知ノ上デ、此法案ヲ御提出ニナツカト云フコトヲ御聞キスル爲ニ申上ゲタモノデアアルノデアリマス、次ギ第二問ニ參リマス、即チ内務大臣ハ、政府ハ我國ノ勞働運動ノ歴史沿革ヲ能ク御承知ノ上デ此提案ヲ爲サツカト云フコトデアアルノデアリマス、我國ノ勞働運動ハ大正七八年カラ起タト先ヅ申上ゲテ大シク誤リデナイト思ヒマス、當時最モ勞働者ノ心ヲ擱ミ、勞働者ノ尊敬ヲ博シタモノハ社會主義者デアリマス、茲ニ社會主義者ト申シマスルト云フト、無政府主義者モ共產主義者モ悉ク込メマシテ申シマス、嚴格ニ申シマスレバソレヲ込メテ言ハバ誤リデアリマスケレドモ、併シ社會通念ハ其

方分り易イト思ヒマスカラ、假リニ之ヲ  
社會主義者ト概括シテ申シマスカラシテ、  
左様ニ御聽取ヲ願ヒタイト思ヒマス、蓋シ  
世界大戰ノ時及ビ戰後ニ於ケル所ノ外國ノ  
事情、就中外國ノ勞働者及ビ其庶民階級ガ  
非常ニ活躍全盛ヲ極メタコトヲ、社會主義  
者ガ報道イタシマシテ、大衆ノ眼ヲ開カ  
セ、其知識ヲ豊ニセントシタノデアリマス  
カラ、茲ニ於テカ社會主義者ハ啓蒙運動ニ  
付テハ大成功ヲ博シタ、テ啓蒙運動ニ成功  
シタ主義者ハ、勞働問題ニ力ヲ集中イタシ  
マシテ、サウシテ此資本家ノ横暴ヲ鳴ラ  
シ、搾取ヲ叫ンデ勞働條件ノ改善ヲ唱ヘ、  
勞働運動ヲ起シタノデアリマス、勞働運動  
ヲ大ニ鼓吹シタノデアリマス、勞働者ハ  
心カラシテ感謝ノ念ヲ捧ゲ、救世主ノ如ク  
之ヲ渴仰シ、甘ジテ其說ニ服シタノデア  
タノデアリマス、故ニ當時ノ狀況ヲ見マス  
ト、勞働者ノ集會ガアレバ必ズ其處ニ社會  
主義者ノ姿ガ現ハレル、會議ヲ開ケバ必ズ  
其處ニ社會主義者ガアル、勞働組合ノ大會  
ノ際ニハ傍聽席カラ社會主義者ガソレヲ指  
導スル、斯ウ云フ風ナ狀況デアッタノデアリ  
マス、此間ニ於テ斯ノ如ク社會主義者ガ勞  
働運動ヲ指導シタ際ニ於テ、何ヲ勞働者ニ  
教ヘタノデアリマセウ、壺中ノ消息ハ諸君  
ノ御判斷ニ委セマス、唯一言御話シナケレ  
バナラヌコトハ、オ前達ノ將來「プロ」ノ天  
下ニナルゾ、「プロ」ノ獨裁政治ヲスルヤウナ  
コトニナルゾト云フコトヲ固ク教ヘ込ダ  
コトハ、是ハ特ニ注意シナケレバナラヌト  
思フノデアリマス、萬國ノ勞働者團結セヨ、  
勞働者團結セヨ、團結ノ力ヲ以テスレバ社  
會鬭争ニ於テ、階級鬭争ニ於テ小數ナル資  
本家ヲ倒スコトガ出來ルノダ、而シテ「プロ」

ノ天下ニナル、實現スルコトガ出來ルノダ  
ト云フコトヲ深く教ヘ込ダノデアリマ  
ス、從來勞働者ト申シマスレバ兎角人カラ  
シテ先ヅ卑メラレテ居、タモノデアアル、又自  
ラモ卑下シテ居、タモノデアアル、此勞働者ニ  
向テ、今ニオ前達ノ天下ニナルゾ、オ前達  
ガ努力スレバナラヌト云フ位勞働者ヲ動か  
スト云フモノハ何處ニアリマセウカ、勞働  
者ガ敢然トシテ起テ、社會主義者ノ下ニ  
走、タト云フノハ私共少シモ怪ムニ足ラナ  
イト思フ、初メテ大理想ガアル、別天地ガ  
開ケタノデアリマス、希望ニ滿チタ所ノ世  
界ガ現レタヤウニ感じタノデスカラ、ソコ  
ニ出デタト云フコトハ、何ノ不思議モナ  
イコトデアアルト思フノデアリマス、同様ナ  
筆法ハ水平社問題ニ付テモサウデアリマ  
ス、農民運動ニ付テモサウデアアルノデアリ  
マス、兎ニ角、彼等ニ非常ナ刺戟ヲ與ヘ、  
嘗テ聞カザル所ノ、嘗テ見ザル所ノ、夢ニ  
モ想ハナカッタ所ノ或ル力ヲ與ヘタモノデ  
アリマスカラ、茲ニ於テカ、非常ナ勢ヲ以  
テ此運動ガ起、タト云フコトハ、是ハ當然デ  
アルノデアリマシテ、何等怪シムニ足リマ  
セヌノデアリマス、當時勞働者ヲ指導イタ  
シマシタリ若クハ援助シタ者ハ澤山アリマ  
シタケレドモ、社會主義者以外ニアリマシ  
タケレドモ、是等ノ人ト云フモノハ到底社  
會主義者ノ與フル感化力トハ比較ニハナリ  
マセヌデシタ、普通ノ人ガ當リ前ノコトヲ  
言、テモ、斯ノ如キ全ク別個ノ觀念ヲ以テ本  
當ニ血ヲ沸カスヤウナ言葉ヲ以テ指導スル  
者トハ、比較ニナラヌノハ當リ前デアリマ  
ス、茲ニ於テカ、勞働者ハ勞働階級、廣ク  
勞働階級ト申シマス、農民運動モ水平運動  
モ込メテ申シデモ差支ナイト思ヒマス、此

指導ノ下ニ服シテ、將來勞働運動ハ「エー」  
カ「ビー」カト云フコトガ盛ニ行ハレタ、「エ  
ー」ト申シマスノハ「アナーキスト」、「ビー」  
ト申シマスノハ「ボルシェビキ」、「兎ニ角、  
無政府主義者ガ勞働運動ヲ指導スルダラウ  
カ、共產主義者ガ勞働運動ヲ指導スルダラ  
ウカト云フコトガ、寄レバ觸レバ問題デ、  
其結果ハ遂ニ「ボルシェビキ」ノ勝利ニ歸  
シタト云フコトハ御承知ノ通り、而シテ勞  
働運動其他ノ組合ヲ造ル際ニ於キマシテ  
モ、是ハ「ソヴィエト」式ニ依テ居リマス  
ルシ、行動スル際ニ於テモ細胞組織、戰術ニ  
於キマシテモ……「プロカ」ニ於テハ革命  
戰術、此アレヲ以テ勞働運動ガ事實行ハレ  
タノデアリマス、今日ノ爭議ニ於テモ尙且  
ツ其遺風ハ殘、テ居ルノデアリマス、此沿革  
ヲ知ラナイデ、ソレデ以テ今日ノ勞働運動  
ヲ見テ居、タナラバ、知ラナカタナラバ、  
問題ノ核心ニハ觸レマセヌノデアリマス、  
而シテ此共產系モ無政府系モ共ニ外國ト密  
接ナ關係ガアッタト云フコトハ申ス迄モア  
リマセヌ、如何ナル程度ニ於テ密接ノ關係  
ヲ持、テ居、タカ、ドンナ交渉ガア、タカト云  
フコトハ、餘リ機微ニ涉リマスルカラシテ  
避ケマス、又何カ申シマスルト、或ハ想像  
ヲ混ヘテ居ルト云フ風ナ疑ガアリマスル  
カラ、其點モ避ケマス、是ハ別ニ諸君ノ  
御判斷ニ委セマス、併ナガラ尙ホ一言注  
意スルノハ、今日ニ於キマシテモ、尙且ツ  
「ソヴィエト」露西亞ヲ守レ、ト言フ者ガ餘  
リ少クナイ、此事ダケヲ特ニ諸君ノ御耳  
ニ達シテ置キタイト思フノデアリマス、  
共產系ガ勞働運動ノ指導權ヲ得、タ當時  
ニ於テ勞働界ニドウ云フ現象ガ起、タカ、  
勞働者ノ「スローガン」トシテ、勞働運動ニ於

テ行ハレタコトニ付キマシテハ、西比利亞  
カラ即時撤兵シロ、露西亞ヲ即時承認シロ、  
日露通商ヲ開ケト云フコトヲ言、タノデア  
リマス、殆ド勞働運動、勞働鬭争ニ何等關  
係ガナイト思ハレル所ノコトト云フモノ  
ガ、是ガ堂々ト論議サレテ、此旗ヲ以テ一  
種ノ勞働運動ヲ起サレタト云フコトハ、是  
ハ逸スベカラザル所ノ現象ト思フノデアリ  
マス、又、上海ニ於キマシテ紡績騷動ガ起ル  
ト云フト、外務省ニ向、テ、日本ノ資本家ヲ  
援助スルノ政策ヲ執ルナト云フコトヲ戒告  
シタヤウナ次第デアアルノデアリマス、ドウ  
云フ風ノ海外トノ聯絡ヲ持チ、如何ナル思  
想ヲ以テ此勞働運動ガヤラレタカ、之ヲ以  
テ單純ニ勞働條件ノ改善デアルトカ何ント  
カ言フ者ガアリマシタナラバ、非常ナドウ  
モ見當違ヒト思フ、「メーデー」ノ標語ヲ露  
西亞ノ承認、即時承認若クハ西比利亞撤兵  
ニ置カウトシタ位デモアッタノデアリマス、  
又露西亞ハ我が勞働組合ヲ誘フ餘リ、西比  
利亞ノ利權ヲ供給スルカラト云フコトヲ以  
テシテ居ルノデアアル、是ガ爲ニ組合員ハ支  
那ニ赴イテ熱心ニ露西亞ノ大官ト交渉ヲ開  
イタト云フヤウナ風ノ事實モアルノデアリ  
マス、運動資金ガ露西亞カラ來タト云フ所  
ノ報道ハ頻々トシテ傳ヘラレタノデアリマ  
ス、或ハ露西亞カラシテ色ミナ……勞働者  
ニ、震災ニ同情ヲ持、テ來タト云フ船ガ來タ  
コトモアッタヤウニ思ハレル、露西亞ハ大學  
ヲ開イテ我國ノ勞働者ヲ訓練シタ、兎ニ  
モ角ニモ、外國トノ關係ニ於テハ隨分色ミ  
ナ交渉ガアッタ、我國ノ勞働運動ハ極メテ複  
雜ナル所ノ内容ヲ以テ行ハレタト云フコト  
ヲ申上レバ、ソレデ盡キルダラウト思ヒ  
マス、是以上ノ詳シイコトハ餘リ煩雜ニナ

リマスカラ申上ゲマセヌ、而シテ勞働運動ハ段々深刻ニナリマシテ、サウシテ「プロ」ノ獨裁デアルトカ、若クハ革命ノ豫行演習デアルトカ云フヤウナコトガ、屢々爭議ノ際ニ於テ繰返サレタ言葉デアリマス、或ハ是ハ常套語トシテ繰返サレタノデアリマス、此際ニ於テハ機械ノ破壊トカ、工場ノ破壊トカ云フコトハ勿論ノコト、隨分ヒドイ所ノコトマデ及ンデ居リマシテ、其極ハ、先程申上ゲマシタ如ク、實際市街戰マデ演ジタヤウナ風ノ狀況デアリマス、不穩文書ニ書イテ居ルコトノ如キハ隨分ヒドイモノガ段々増シテ來タ譯デアリマス、斯カル間ニ、アノ共產黨ノ檢舉事件ガアリマシテ、第一次、若クハ第二次ノ三一五事件、第三次ノ四一六事件ト云フヤウナ風ニ、漸次起訴サレタノデアリマス、其起訴サレタ所ノ數ヲ見マスト、一千四百名ヲ越エテ居リマス、其中デ組合員ノ檢査セラレタ者ガ、三一五事件ニ於テハ二百八名、四一六事件ニ於テハ二百二名、而シテ其重立ノ者ガ組合ノ指導者デアッタト云フ事實ガアルノデアリマス、我々ハ此勞働運動ヲ點檢シツツ、少クトモ此様ナ風ノ事件ヲ見ツツ、色々ナ勞働運動ニ對シテハ、國家トシテ眞ニ憂慮ヲ懷カザルヲ得ナクナッタノデアリマス、之ヲ考ヘナイデ以テ、唯勞働條件ハドウデアルトカ、斯ウデアルトカ言フノハ、少シモ今日ノ日本ノ勞働運動ノ真相ニ觸レナイ者ノ言ダト思フノデアリマス、我々ハ勞働組合ガ全部惡イトハ決シテ申シマセヌ、況ヤ勞働組合員ノ大部分ガ惡イトハ申シマセヌ、悉ク 陛下ノ赤子、我々ノ同胞デアアルノデアリマシテ、忠實國ヲ愛スル念ニ於テハ誰モ彼モ同ジダト思フノデアリマスガ、一人誤

タル所ノ指導精神ヲ以テ、誤タル所ノ精神ヲ以テ指導シタル所ノ者ガ、勞働組合ニ働イテ居、タ、ソレニ依テ勞働組合ノ人ガ惑ハサレテ居、タト云フコトハ、遺憾ナガラ認メナケレバナラヌノデアリマス、デ我々ガ政府ニ望ム所ノモノト云フモノハ、ドウカシテ此毒素ヲ除キヤウナ風ニヤ、テ貴ヒタイト云フ一念デアリマス、毒カラ離レタナラバ人ハ健全ニナルノデアリマス、毒素カラシテ組合ガ切離サレタナラバ組合ハ健全ニナルノデアリマス、之ヲドウスルカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス、以上長シク沿革ヲ申シマシタノハ、兎ニ角、最初成立ノ際ニ於テ、若クハ勞働運動ヲ起ス當時ニ於キマシテ、或人ノ毒素ガ勞働運動ニ這入、テ居、タモノデアリマスカラ、ソレガ爲ニ勞働運動ガ今日ノヤウナ險惡ノ状態ヲ呈シテ居ルト云フコトヲ申上ゲマシテ、サウシテ之ヲ除カカナカッタナラバ、健全ナル勞働運動ハ出來ナイモノデアアル、勞働運動ヲ軌道ニ載セルコトガ出來ナイモノダト思フノデアリマスカラ、此趣意ヲ明カニスル爲ニ、此狀況ヲ申上ゲテ御參考ニ供シタ次第デアリマス、即チ内務大臣、政府ハ日本ノ勞働運動ノ過去、沿革ヲ能ク御承知ノ上デ以テ、此法案ヲ出サレタカト云フコトガ第二問ノ趣意デアリマス、次ニ第三問ニ移リマス、即チ内務大臣ハ此法案ヲ施行スル前ニ於テ準備行爲トシテ何ヲ爲サレタカ、又如何ナル、ソレニ對シテ成績ヲ收メラレテ居、タカト云フコトヲ聽キタイ、衆議院ノ速記録ヲ拜見イタシマシテ、又昨日ノ論戰ヲ拜聽イタシマシタケレドモ、内務大臣ハ法案ガ出タナラバ、其時ニ現今ノ勞働組合ナリ、勞働運動ヲ何トカシヤウト云フ御話ノ

ヤウニ私ハ聽取シタノデアリマス、此法案ノ提出前ニ於テ斯ウ云フヤウニス、カリ掃除シタ、斯ウ云フ準備ガアルト云フヤウナコトヲ承ハラントシテ居リマシタ所ガ、ドウモサウ云フヤウニ私ハ聽取レナカッタノデアリマス、是ハ私ノ聽取リ方ガ惡カッタカドウカ分リマセヌガ、サウ云フヤウニ思ハレマシタ、御客様ガ來テカラ後ニ座敷ノ掃除ヲシヤウ庭掃除ヲシヤウト云フ意味ノ外ニハドウモ受取レナカッタ、ソレカラ又法案ガ出タナラバ、水ヲ治メルヤウナ風デアッテ、水ヲ流スコトガ出來ルンダ、斯ウ云フヤウナ御話ガアリマシタケレドモ、其水タルヤ何處カラ流レテ來タモノデアアルカ、水量ハドウ位デアアルカ、水質ハドウデアアルカ、現ニ害毒ハドウ位流レツ、アルカト云フコトニ付テ、之ヲス、カリ流シ込ム方法ニ付テハ少シモ御話ガナカッタ、唯漫然言フノハ、法案ガ出レバ萬事解決スル、勞働組合モ軌道ニ乗ル、險惡ヲ爭議ガ直ルンダト云フコトヨリ外ニハ承ハラナカッタノデアリマス、是デハ私共ハ實ニ甚ダ心細イ、不安ニ堪ヘナイ、何方内務大臣トシテ本當ノ經綸ヲ知りタイモノデアリマス、現在ノ勞働爭議ハドウ位險惡ナモノデアアルカ、屢々論議サレル如ク我が國體ニモ關係スルモノデアアル、國家ノ基礎ヲ危クズルモノデアアルカ、産業ヲ破壊スルモノデアアルカ、國家ノ基礎ヲ危クズルモノデアアルカ、爭議ヲドウ治メルカト云フコトニ付テ何ニモ考ヘナクテ、唯法案サヘ出セバ宜イ、一片ノ法案サヘ出シタナラバソレデ宜シイト云フコトデアッタナラバ、我々ハ極メテ不安デアアルノデアリマス、ドウゾドウ云フヤウニ今迄シテ居、タカ、若クハソレニ依テ斯ウ云フ成績ガアッタ、將來ハ

ソレガドウナルカト云フヤウナコトヲ能ク御聽キシタイト思フノデアリマス、若シ此儀ニシテ、附則ニアルヤウナ狀況ヲ以テシマシタナラバ、ドウデアアルカト申シマシタナラバ、益々團結ノ力ヲ利用シマシテ、サウシテ其力ニ毒素ヲ益々鼓吹シテ、大イニ國ヲ毒スルヤウナ運動ガ益々盛ニナラヌトモ限リマセヌノデアリマス、私茲ニ質問イタシマスコトニ付テハ深く心ニ期スル所ガアッテ致スノデアリマス、内務大臣モ眞ニ心カラ出ル所ノ責任アル御答辯ヲ承ハリタイモノデアリマス

(國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル)

○國務大臣(安達謙藏君) 御答ヘ致シマスガ、赤池君ノ御尋ノ此立法ヲ爲スニ付テハ第一勞働運動ノ現在ノ狀況ヲ精シク承知シテ居ルカト云フコトガ一ツ、第二ガ勞働運動ノ歴史沿革ヲ承知シテ居ルカ、第三ガ準備行爲トシテ如何ナルコトヲ爲シタカト云フコトデアリマシタガ、而シテ勞働運動ノ現在ノ狀況ヲ御話ニナリマシテ精シク御述ベニナリマシタ、謹ンデ御話ヲ拜聽シテ居リマシタガ、赤池君ノ御話ハ此日本ノ政黨ノ中ノ無產政黨ト申シマスガ、共產主義者ト申シマスガ、サウ云フ方面ノ無政府主義、共產運動ノコトト、此勞働組合ト混同シテ絶エズ御話ニナッタト考ヘマス、或ル所ハ御話ノ中ニ混同シタ所ガアリマス、併ナガラ私ハイツモ申シテ居リマスガ、我國ニ行ハル、「ストライキ」ハ悉ク經濟爭議デアルト申シマセヌ、サリナガラ其「ストライキ」ニ加盟スル人ガ悉ク無產者……共產主義者、無政府主義者カ、サウデハナイノデアリマス、總テ御話ハ一貫イタシテ其點ガ混同サレテ居リマス、之ヲ區別シナケレバナ

ラヌト考ヘテ居リマス、御話ノ色ミナ弊害ガアツタコトハ、御列舉ニナリマシタ、大體ニ於テ私御話ヲ否定ヲ致シマセヌ、其爭議ノ類發スルト云フコトモ決シテ國家ノ爲、又我國産業ノ爲ニ喜ブベキコトデナイ、又工場内ノ少數ノ人、工場外ノ少數ノ人ニ依テ爭議ガ起サレル、ソレモ御話ノ通りデアリマス、爭議團ノ手ニ其爭議ガ引移サレテ云々、サウ云フコトモアリマス、外國ノ爭議方産業本位ニ起テ居ル、爭議ヲ起シテモ機械ノ銷止ヲスル、ソレモ承知ヲ致シテ居リマス、悉ク日本ノ爭議ガ無政府主義者、共產主義者ニ依テ行ハル、カノ如キ御斷定ニナルト云フコトハ、是ハ私ハ誤テ居ルト思フ、ケレドモ其裏面ニ潜シテ居ルコトハ、實ニ激激ナ思想ヲ持テ居ル者ガ居テ煽動ヲスルト云フコトモ柱々アルノデアリマスカラ、其點ヲ區別シテ取締ヲシナケレバナラヌト云フコトヲ、私絶エズ注意ヲ致シテ居リマス、外國ニテ示威運動ヲスル、暴行ハ伴ハヌ、日本ニ於ケル示威運動ハ暴行ガ伴フ、是モ往々アリマス、日本デ之ヲ取締レバ彈壓ト言ハレマス、度々アリマス、資本家カラ言ハレルト取締ガ足ラナイト言ハレル、今度ハ労働者ノ側カラ言フト絶エズ安達内務大臣ハ彈壓バカリ致シテ居ルト云フ批評ヲ受ケテ居リマス、サウ云フコトヲ唯報告ヲ見テサウシテ報告ノ儘ヲ答辯スルノデハナイカト云フ御言葉ガアリマシタガ、私ハモウ少シ精シク調査ヲ致シテ居ルト云フコトヲ御答シテ置キマス、唯一片ノ書付ケノ報告ノミニ依テ斷定ヲ致スノデゴザイマセヌ、御話ノ悪性ノ爭議ハ無論取締リマス、併ナガラ茲ニ労働組合法ヲ制定スルニ當テ、サウ云フ悪性ノ爭議ガ

アルカラ茲ニ組合法ナドヲ作ル必要ハナイト云フコトハ言ハレナイ、私ヲシテ率直ニ言ハシムレバ、斯カル悪性ノ爭議ガ起ルカラ茲ニ組合法ヲ制定シテ、其爭議ノ基準ヲ與ヘテヤル、サウシテ正シキ「ルール」ニ載セタイ、斯ウ云フ考カラ組合法ヲ制定スル所以デアリマス、現狀ノ惡イ所ハ十分知テ居リマス、知テ居ルカラ之ヲ取締リタイ、取締ルニ付キマシテハ、御話ノヤウナ思想問題カラ來ル所ノモノハ是ハ別ニ取締ラナケレバナラヌ、唯單ニ労働爭議トシテ取締ルノデハナイ、是ハ我國ノ治安ニ關スル問題デアリマスカラ、治安ノ上カラ取締ラネバナラヌ、是ト労働爭議ノ取締ト云フモノハ區別シナケレバナリマセヌ、要シマスルニ御話ハソコヲ混同セラレテノ御話デアリマス、我々ハソコヲ能ク區別シテ、サウシテ今日ノ日本ノ國情ニ適スルヤウナコトヲ致シタイ、サウ云フ憂慮スベキコトガ決シテ無イデハアリマセヌ、其方ノ治安ニ關スルコトハ別ニ取締リマス、サウシテ労働爭議ハ其爭議ヲシテ正シキ軌道ニ之ヲ載セルヤウニ致シタイト云フコトガ、此法案ヲ提案スル所以デアリマス、斯ル今日ノヤウナ情勢ガカラ、ソレダカラ法案ナドヲ出スト云フコトハ時機デナイト云フヤウナ御考デアッタナラバ、ソコハ間違テ居リマス、私カラ申上ゲルト……革命ノ歌云々ト云フヤウナ御話ガアリマシタ、革命ノ歌ハ十分是ハ取締テ居リマスカラシテ、サウ云フモノノ發賣頒布ハ勿論禁止シテ居リマス、又嚴重ニ歌ヲ誦フコトヲ取締テ居リマス、不穩ノ文書ノコトモ、ソレハ御話ノ通り其不穩ノ文書ヲ緘布シタ後ニ取締ルト云フヤウナコトハ抑、ノ末ノコトデアリマス、撤布前ニ

出來ルダケ差押ヘテスルコトガ當然デアリマス、其邊ノコトハ十分注意ヲ致シテ居ルノデアリマス、御話ノ通りサウ云フ思想ガ起ラザルヤウニスルコトガ最も必要デアル、ソレハ政府ト致シマシテハ有ラユル方法ヲ講ゼナケレバナラヌ、其根本ヲ匡シマスニハ、是ハ文教ノ方カラ致サネバナラヌト云フコトモ御話ノ通ト考ヘマス、濱松ノ樂器會社「ストライキ」ナドモ御話ニナリマシタガ、承知イタシテ居リマスガ、此各會社ニ行ハレマス所ノ「ストライキ」ニ於テ、一種ノ過激思想ヲ持テ居ル人ガ入り込メ、内部カラ煽動スルコトヲ非常ニ注意シ、取締テ居ルト云フコトヲ繰返シテ申シテ置キマシタカ、今申シタヤウナコトデ、私一通案シタカ、労働運動ノ沿革歴史ヲ知テ居リマス、社會主義者ガ啓蒙運動ヲ起ス、其啓蒙運動デ労働者ニ鼓吹スル、労働者ノ運動ノアル所ニハ必ズ社會主義者ガ現ハレル、社會主義者ガ煽動スル狀況、水平運動、農民運動ヲスルト云フ御話、能ク承知イタシテ居リマス、斯ル運動ヲナシマス其弊害ガ一方ニアルト云フコトハ能ク認メテ居リマス、殊ニ小作爭議ノ如キモ地方ニ續々頻發イタシテ居ル、其中デ爭議ノ中デ最も悪性ノモノモアリマス、サウ云フ狀況デアリマスカラ、此場合ニ當テ、或ハ小作立法ヲナス、一方ニハ労働立法ノヤウナモノヲナステ行ク必要ヲ感ズルノデアリマス、沿革ハ承知イタシテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、ソレダ茲ニ共產黨事件ノ御話ガアリマシタガ、赤池君ノ腦裏ニハ此労働運動ト共產黨事件ト矢張り結付ケテ居ラシヤル、私ハ是ハ確ニ區別シテ考ヘネバナラ

又、斯カル意味アル事柄ノ起ルノヲ豫防スルニハ、労働組合法ノ如キモノハ、私ハ之ヲ唯一ノ手段トハ申シマセヌ、労働組合法ノ如キモノガ制定セラレテ、サウシテ一方ニ此労働運動ヲシテ穩健ナラシムル、中正ナラシムルト云フコトガ、我國ノ思想ノ緩和ノ上ニ大影響ヲスルト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマス、何ヨリモカヨリモ、最初ニ毒素ヲ除クコトヲセナケレバナラヌ、勿論此毒素ヲ除クコトニ努メナケレバナリマセヌ、今日ノ労働組合ハ悉ク共產系、無政府系ト御斷定ニナルト云フコトハ、私ハ間違テ居リハセヌカト考ヘルノデアリマス、今日ノ労働組合ガ悉ク共產主義者、無政府主義者ノ如ク考ヘテ之ヲ取締ルト云フヤウナコトニシテ行キマシタナラバ、大變私ハ茲ニ政治ヲ誤ラウト考ヘマス、ソレカラ第三ニ準備行爲トシテ如何ナルコトヲナシタカト云フ御話デアリマスガ、此労働組合法ヲ出シマス前ノ準備行爲トシテハ、ソレハ此法案ヲ今日ノ時世ニ提案スルコトガ最も時代ニ適應シタコトト云フ信念ノ下ニ立案スル所ノ諸般ノ準備ヲ致シマシタガ、御話ハサウ云フ立案ニ對スル準備ト云フ意味デナクシテ、斯カル法案ヲ出ス以上ハ諸般ノ問題ニ付テ何カ準備ヲシナケレバナラヌト云フ御意味カト考ヘマスガ、唯客ガ來タカラ塵敷ノ掃除ヲスルトカ、庭ニ水ヲ打ツト云フヤウナコトデナイ、私ガ今此法案ヲ出スコトガ、今御尋ノ中ニアリマシタ通り、日本ノ思想界ノ、殊ニ多數ノ民衆ノ思想ノ流レヲ、之ヲ緩和シテ行クト云フコトガ最も必要ダ、決シテ此労働組合法一ツデハアリマセヌ、労働組合ハ單ニ其目的ヲハアリマセヌ、思想問題カラ立論イタシマ

シタナラバ、矢張り此勞働立法ト云フモノハ、我國ノ民衆ノ多數ノ意思ヲ緩和シ穩健ナラシムルコトニハ、非常ナ利益ガアルト云フ考ヲ持テ居ル次第デアリマス、決シテ此組合法ガ出來マシテ、爭議團體ヲ保護スル、サウ云フコトハ絶對ニアリマセヌ、飽クマデ勞資協調ノ下ニ勞働組合ノ發達ヲ圖テ行キタイ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス、國家ノ基礎、産業ノ基礎ヲ破壊スルヤウナコトハ全然考ヘナイ、斯カル組合法ガ出來テ始メテ國家ノ基礎モ安定シ、産業モ平和ニ發達シテ行クト云フ考ヲ持テ立案シタ次第デアリマス

〔赤池濃君演壇ニ登ル〕

○赤池濃君 私ガ長ク共事實ヲ述ベマシテ、内務大臣ニ御尋ラシマシタ、殊ニ現在ノ勞働爭議ノ狀況竝ニ過去ノ沿革ヲ説イテ、内務大臣ニ質問イタシタノハ他デモアリマセヌ、此法案ヲ施行スルニ際シテハ、色々ナ問題ガ發生スルコトヲ恐レルノデアリマスカラシテ、今日此儘ニ於テ、唯ヤリマシタナラバ、私ハドシナ事ガ出來ルカ分ラヌト云フコトヲ考ヘルノデアリマスカラ、ソレデ如何ナル準備行爲ヲナサレタカト云フコトヲ承クノデアリマシテ、ドウ云フ處置ヲ講ゼラレ、ドウ云フ考ヲ以テ此法案ヲ運用サレルカト云フコトヲ聽イタノデアリマス、所謂政治家トシテノ……政治家トシテノ内務大臣ノ經綸ヲ聽イタノデアリマス、所ガ、ソレニ付テハ何等御答ガナク本案ガ出來レバソレデ宜シイノダト云フコトヲ言ハレル、是デハ私ノ質問ノ根本ノ趣意ニ達シマセヌ、此以上、私ハ決シテ御尋ラ致シマセヌ、無限ノ失望ノ念ヲ以テ此壇ヲ去ル者デアリマス、唯一言注意イタシマ

スノ……私ハ辯明ヲ致シマス、私ガ何方カ、今日ノ勞働運動ハ總テ皆無政府系若クハ共產系ノ運動デアルカノ如ク、又今日ノ勞働運動ノ真相ヲ誤解シテ居ルカノ如ク、混同シテ居ルカノ如ク御話ガアリマシタ、全部皆、總テノ運動ガサウデアアルカノ如キ風ノ御話ガアリマシタ、是ハドウ御聽取リニナリマシタカ知ラナイガ、私ニ取リマシテハ實ニ心外千萬、迷惑ノ骨頂デアアルノデアリマス、私ハ無政府系若クハ共產系ノ人ガ、當初ニ於テ勞働運動ヲ指導シタ、啓蒙運動ニ付テ、ソレデ以テ指導シタト云フコトヲ申シマシタ譯デアリマス、ソレハ當初ノコトヲ言フノデアリマス、唯同時ニ、其時ニ入レラレタ所ノ毒素ガ今日、殘テ居ルコトヲ申シタノデアリマス、今日ノ勞働運動ガ彼等ニ依テ總テ指揮サレルモノトハ決シテ申シマセヌノデアリマス、又ソレヲ混同モシテ居リマセヌノデアリマス、私ガ事ヲ分ケテ申シマシタノハ、普通ノ勞働運動ハドウデアアルカ、普通ノ勞働運動デモ斯ウ云フコトガアル、其中ノ惡性ノモノハ斯ウデアアル、其惡性ノ原因ハ、サウ云フ風ノ「マルクス」主義ニ依テヤシテ居ルノガ極メテ惡性デアアルノダト云フコトヲ、ハッキリ申シタノデアリマス、其點ハクレム、モ誤解ノナイヤウニ申シテ置キマス、之ヲ混同シテ以テ、ソレデ以テ御答辯ニナリマス、全ク御答辯ノ體ヲ成シテ居ラヌト思フノデアリマス、私ハ今日、日本ノ現在ノ惡性ノ勞働爭議ニ鑑ミマシテ、志士仁人ガ起テ、何トカシテ勞働運動ヲ正義ノ道ニ復サウト云フ考ヲ以テ、國家ヲ愛シ、産業ヲ愛スル考ヲ以テヤシテ居ル勞働運動ガ現ニ幾分起キツツアルノヲ認メルノデアリマスガ、又先

ニ間違テ考ヲ以テ、勞働運動ニ從事シタ人モ今日前非ヲ後悔シテヤシテ居ル狀況モ知テ居ルノデアリマス、私ハソレニ對シテ政府ガドウ云フ考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御聽キンタカクノデアリマスケレドモ、如何ニモ唯法案ガ出レバ、ソレデ萬事解決スルト云フ御話デアリマシタカラシテ、之ヲ質問イタス勇氣モ何モアリマセヌデゴザイマスカラ、色々ノコトハ申シマセヌ、唯如何ニモ無限ノ恨ヲ飲ンデ此壇ヲ下ルモノデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 午後二時三十分マデ休憩イタシマス

午後一時五十五分休憩

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

本日電氣事業法改正法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

- 委員長 侯爵大隈 信常君
副委員長 内田 嘉吉君

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

- 抵當證券法案可決報告書
不動産登記法中改正法律案可決報告書
民事訴訟法中改正法律案可決報告書
競賣法中改正法律案可決報告書
民事訴訟用印紙法中改正法律案可決報告書
日本勸業銀行法中改正法律案可決報告書
農工銀行法中改正法律案可決報告書
北海道拓殖銀行法中改正法律案可決報告書

國稅徵收法中改正法律案可決報告書
貯蓄銀行法中改正法律案可決報告書
軍事救護法中改正法律案可決報告書

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ午後ノ會議ヲ開キマス、鶴澤總明君ノ登壇ヲ望ミマス

〔鶴澤總明君演壇ニ登ル〕

○鶴澤總明君 私ハ内務大臣ニ、只今問題ニナテ居リマスル勞働組合法案外一件ノ議案ニ付テ伺ヒタイノデゴザイマス、此法案ニ付キマシテハ或ハ高所大所ヨリ、或ハ現在ノ勞働運動ノ状態ヨリ或ハ資本家ノ立場ヨリ、種々ナル方面ニ於テ意見ノ交換ガ行ハレタノデアリマス、又衆議院ニ於テモ十分ニ論議ヲ盡サレテ居ルト思フノデアリマス、而シテ當院ニ於キマシテモ、内務大臣ノ御意見ヲ拜聽イタシマス、此法案ニ付テハ資本家ノ方面ニ於テモ餘リ贊成ハナイ、贊成ハナイドコロデハナイ反對デアアル、勞働者ノ方面ハ或ハ無關心ニ過ギテ居リ、或ハ贊成ヲシナイ、此兩方ニ贊成ノナイ所、是方即チ此方面ノ妙味デアアル、妙味デアアルガ故ニ此法案ヲ茲ニ通過シナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウナ御意見ニ拜聽シタ

ノデゴザイマス、而シテ今日ノ勞働問題ノ解決、勞働運動ノ解決ヲ恰モ昔ノ支那ノ大禹ガ洪水ヲ治メタヤウニ、或ハ孟子ガ思想ノ戰ヲ致シマシタヤウニ、此現下ノ状態ニ於ケル種々ナル問題ニ對シテハ、唯此勞働組合法案ノ可決ニ依リ、此通過ニ依テノミ解決ガ出來ル、斯ウ云フヤウナ御熱心ヲ持テ居ラルノデアリマス、私ハ誠ニ此熱心ノ事情ヲ深く諒承イタシマシテ、而シテ果シテ此案ニ於キマシテ御希望ガ達セラレルカ

ドウカト云フコトニ付テノ疑ヲ御伺ヒ致シ  
 タイノゴザイマス、第一ハ労働條件ノ意  
 義及ビ境界デゴザイマス、法案ニ於テ此勞  
 働條件ヲ如何ニ御定メニナルカ、又今日勞  
 働條件ト云フコトヲドノ程度ニ於テ規定ス  
 ルコトニ依リテ、我國ノ今日ノ労働問題ノ  
 解決ガ付クカト云フコトハ、私ハ甚ダ大切  
 ナコトデアラウト思フデアリマス、労働條  
 件ト云フコトニ付テハ、或ハ労働法ノ研究  
 スズル人ノ間ニ於テモ、或ハ資本家ノ間ニ  
 於テモ、或ハ労働者ノ間ニ於テモソレ々  
 ノ意見ハ持テ居ルコトデアラウト考ヘマ  
 スルケレドモ、而モ法案ヲ立ツルニ當リマ  
 シテハ如何ナル程度、如何ナル範圍、如何  
 ナル境界、如何ナル意義ニ於テ此労働條件  
 ヲ決定シ、其労働條件ノ維持、或ハ保護或  
 ハ改善、或ハ増進ト云フヤウナコトヲ目的  
 トスルカト云フ事柄ガ、極メテ大切ナコト  
 デアラウト存ズルノデゴザイマス、デ御説  
 明ニ依リマスルト、労働法案ハ社會政策審  
 議會ノ答申ニ基キマシテ、政府ガ慎重ナ研  
 究ヲ遂ゲテ成案トナツタ次第ト諒承イタシ  
 テ居ルノデアリマス、併ナガラ此法案ノ實  
 質ニ於キマシテ、果シテ内務大臣ノ御主張  
 ニナラレマスル穩健中正ト云フコトニ當ル  
 カ、又内務大臣ノ仰セラルル穩健中正ト云  
 フコトハ、果シテドノ點ヲ指シテデゴザイ  
 マスルカ、大イニ疑ヒガ存シテ居ルノデア  
 リマス、内務大臣ノ御説明ニ依リマスレバ  
 法案ノ中ニ職業別、産業別ノ組合ノ原則ト  
 致シマシテ規定シタ點ニ於テ、是ハ即チ實  
 業家又ハ資本家側ノ要求ヲ容レタモノデア  
 ル、是ト又相對シテ雇傭又ハ解雇ノ條件ヲ、  
 組合員タルコトニ拘ハラシメナイ、即チ組  
 合員タルガ故ニ雇傭シナイ、或ハ組合員タ

ルガ故ニ解雇スルトカ云フヤウナコトヲシ  
 ナイ、此規定ヲ御設ニナリマシタ點ハ、是  
 ハ即チ組合員側、労働者側ノ意見ヲ容レタ  
 モノデアアル、デ此兩點ニ於テ兩方ノ意見ヲ  
 採ツタノデアアルカラシテ、此意味ニ於テ或ハ  
 穩健中正ト云フコトヲ申サレテ居ルノデア  
 ルカトモ存ズルノデアリマス、併ナガラ斯  
 様ナ關係ニ於キマシテ却テ統一ヲ致シテ  
 居リマスル理路ノ一貫ヲ見ルコトノ出來ナ  
 イ爲ニ、安達内相ノ申サレマスルヤウニ、  
 一方ニ於キマシテハ實業家ノ反對ヲ受ケ  
 ル、又一方ニ於テハ労働者方面ノ非難ヲ買  
 フ、此恰モ二理背反ノヤウナ事柄ガ是ガ却  
 テ妙味デアアル、斯ウ云フコトニ仰セラレテ  
 居ルノデアリマスルケレドモ、私ハ是等ノ  
 點ニ付キマシテ、是ハ結局此労働條件ト云  
 フコトヲドノ程度ニ置カレルカト云フコト  
 ヲ御決定ニナラナイ爲ニ、茲ニ斯様ナ結果  
 ヲ生ジテ來テ居ルモノデアラウト思フノデ  
 アリマス、デ労働組合法ノ如ク、我國ノ産  
 業經濟ニ甚大ナル影響ヲ有シ、延ビテハ茲  
 ニ色々論議セラレマシタヤウニ、思想問題  
 ニモ關聯スルト云フ、法律ニ對シマスル穩  
 健中正ト云フ事柄ガ、果シテ此程度デ事足  
 ルモノデアリマスルナラバ、ソレハ極メテ  
 私ハ容易ナコトト考ヘルノデアリマス、デ  
 斯ク簡單ナ問題デゴザイマスルナラバ、別  
 ニ考慮ヲ煩ハス必要ハナイト思フノデアリ  
 マス、併ナガラ私ハ今日ノ現在ノ状態、我  
 國ノ事情、世界ノ大勢、是等ノ方面カラ御  
 考ヲ願ヒマスルナラバ、斯ノ如ク事態ハ簡  
 單ナモノデハナイ、斯ノ如ク樂天的ノ態度  
 ヲ以テ納マリ返ヘルコトハ出來ナイ、現ニ  
 或有名ナル政治家デモアリ、評論家デモゴ  
 ザイマスル人デゴザイマスルガデス、今日

ノ世界ノ不安、此世界ノ不安ナルモノハ、經  
 濟ノ状態ニモ依リ、或ハ世界ノ不景氣ト云  
 フコトニモ依ルコトデアリマスルケレドモ、  
 最大ノ不安ハ、歐羅巴文明正反對ニ立ツ所  
 ノ新ナル制度ヲ起サムトスル或國ガアル  
 カラデアアル、其國ハ歐羅巴人カラ考ヘルナラバ  
 デス、ソレハ恰モ革命ニ依リテ歐羅巴ノ文明  
 ヲ採用スルコトデアラウト思フ所ガ、歐羅  
 巴ニ於テ道德ナリトスル所ハ、之ヲ不道德  
 ナリトスル、歐羅巴ニ於テ適法ナリトスル  
 所ハ、之ヲ不適法ナリトスル、歐羅巴ニ於  
 テ人情ナリトスル所ハ、之ヲ不人情ナリト  
 スル、斯様ナ國ガ出來テ、其國ガ總テノ點  
 ニ於テ世界各方面ニ宣戰ノ布告ヲ致シテ居  
 ルカラ、是ガ世界ノ大ナル不安デアアル、此  
 不安ノ原因ガ除カレザル中ハ、各國共安シ  
 ズルコトハ出來ナイ、斯ウ云フヤウナ意見  
 ヲ述ベテ居ル人モアル位デアリマス、我國  
 ニ於テ今日此労働組合法ノ如キ、各方面ニ  
 於テ影響ノアル立法ヲシマス事柄ハ、是ハ  
 私ハ極メテ大切ナル事柄デアルト考ヘルノ  
 デアリマスルケレドモ、併ナガラ其法案ハデ  
 ス、餘程慎重ニ審議セラレマシテ、サウシ  
 テ其法案ニ依リテ眞ニ内務大臣ノ仰セラレ  
 ルヤウニ、或ハ労働運動ニ基準ヲ與ヘル、  
 或ハ穩健中正ナル眞ノ正シイ中間ノ道、或  
 ハ據ルベキ正道ニ從ウト云フヤウナコトニ  
 ナルコトヲ期センケレバナラヌト思フノデ  
 ゴザイマス、ソコデ私ハ本法案ニ於テノ勞  
 働條件ノ維持改善デアアル、或ハ組合員ノ共  
 濟、修養、其他共同利益ノ保護増進ト云フ  
 ヤウナコトヲ、本案ニ於テ目的ト致シテ居  
 ルノデゴザイマスルガ、此間ニ於テデス、  
 最モ明白ニ致シテ置カヌケレバナリマセヌ  
 點ハ、即チ本法案ノ目的ト致シテ居ル所ノ

労働條件、此労働條件ト云フモノハ今日ハ  
 ドノ程度ニアル、今日以後ニ於テハドウ云  
 フ發展ヲ遂ゲル、此發展ヲ遂ゲル爲ニ如何  
 ナル運動ガ起ルト云フヤウナ、斯ウ云フコ  
 トマデモ御考ヲ願ハナケレバナラヌト思フ  
 ノデアリマス、衆議院ニ於ケル政府委員ノ  
 御説明ニ依リマスルト、労働條件ハ民法上  
 ノ雇傭契約カラ規定セラレルノデアアル、斯  
 ウ云フヤウニ申サレマシタガ、是ハ固ヨリ  
 當然ノコトデアアルト思フノデアリマス、併  
 ナガラ唯此雇傭契約ノ條件デアアル、斯ウ云  
 フコトニ致シマスルト云フト、契約者雙方  
 ノ合意ト云フコトノ必要ナルコトハ、是ハ  
 申ス迄モナイノデアリマス、此場合ニ組合  
 ガ契約者ノ間ニ介在イタシマシテ斡旋スル  
 コトニ依リテ、労働條件ト云フモノヲ維持  
 シ、労働條件ト云フモノヲ改善スルト云フ  
 ヤウナ趣旨デアリマセウカ、若シサウ云フ  
 コトデアラナラバ、或ハ團體協約ノ規定ト  
 云フコトモ必要デハナカッタノデアラウカ  
 ト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、然ルニ  
 此案ニ依リマスルト云フト、社會政策審議  
 會ノ答申ニ基カレマシテ、團體協約ノコト  
 ハ考ヘテ居ラヌノデアアル、更ニ労働方面ニ  
 關スル限リニ於キマシテハ、組合員ノコト  
 デゴザリマスルカラ、組合ニ於テ決定ガ出  
 來ルコトデアラウト思フノデアリマス、併  
 シナガラ契約ノ他ノ當事者ニナリマスルト、  
 組合ノ決議ガ拘束ヲ致シマスルト云フ事柄  
 ハ、是ハ不可能デアラウト考ヘルノデアリ  
 マス、若シ同ジ組合内ニ於テ決定ガ出來ル  
 労働條件ノ程度、即チ雇傭契約ノ範圍内デ  
 決定ノ出來得ル労働條件デゴザリマスルナ  
 ラバ、或ハ民法ノ規定ニ依ル組合又ハ法人  
 デ其目的ヲ達シ得ルモノト見ラレルノデア

リヤス、之ニ反シテ若シ勞働條件が單純ナル  
 雇傭契約、殊ニ個人的對立ノ關係ニアル雇傭  
 契約カラ規定サレタ勞働條件以上ノモノデ  
 アリ、或ハ別ニ一般的ニ又ハ連帶的ニ拘束  
 性ヲ持テ居ルベキモノデアリト致シ  
 マスレバ、其場合ニハ始メテ茲ニ獨立イタ  
 シマシタ勞働組合法ガ必要デアルト思フ  
 デアリマス、併シテガラスカ場合ニ於キ  
 マシテハ、勞働者バカリガ組合員デアッテハ  
 目的ハ達セラレナイデアリマス、勞働者  
 ノ方デ自由ニ決メタモノデ他ノ方面ノ者ニ  
 之ヲ強行スルコトガ出来ナイ、デ恰モ此點  
 ニ付テハ、私ハ獨逸ノ新憲法ハ頗ル重大ニ  
 考ヘテ規定ヲ設ケラレテ居ルト思フゾデア  
 リマス、即チ獨逸ノ憲法第六十五條ヲ如  
 ク、賃銀條件、勞働條件……獨逸ノ憲法デ  
 ハ勞働條件ノ以外ニ賃銀條件ト云フ言葉モ  
 使テ居ル、又經濟條件ト云フ言葉モ使テ  
 居ル、從テ此勞働條件ト云フ言葉ガ甚ダ普  
 通ニ考ヘラレテ居ルコトヨリモ狭イカノヤ  
 ウニモ見エルゾデアリマス、併シ此賃銀條  
 件、勞働條件並ニ生産力ノ協同的經濟發  
 展……賃銀モ必要デアリ勞働モ必要デア  
 リ、之ト共ニ此生産力ノ協同的ノ經濟上ノ  
 發展ヲナスト云フコトガ必要デアル、斯カ  
 ル事柄ノ爲ニ規定ヲナスニ付キマシテハ、  
 勞働者ガ資本家、經營家ト協力シテ、鼎立  
 シテ行動スルコトヲ認メル、斯ウ云フヤウ  
 ニ考ヘラレル規定ガ獨逸ノ憲法ノ第六十  
 五條ニアルゾデアリマス、而シテ獨逸ノ憲  
 法ニ於キマシテハ、斯様ナ方式ヲ取り、即  
 チ單ニ勞働者バカリガ組合ヲ造ルト云フ組  
 合法ニ依ラズシテ、勞働者モ資本家モ經營  
 家モ協同ヲシ鼎立ヲシテ、而シテ是等ノモ  
 ノガ寄テ行動シ、相互ニ發展スルノ必要ナ

ル條件ノ、賃銀條件デアルトカ、或ハ勞働  
 條件デアルトカ、或ハ生産力ノ協同、經濟  
 上ノ發展デアルトカ云フコトヲ考ヘナケレ  
 バ、眞ニ勞働ト云フモノニ對スル對策ヲ決  
 スルコトハ出来ナイデアアル、斯ウ云フ所  
 ニ重キヲ置イテ勞働立法ヲ致シテ居ルゾデ  
 アリマス、即チ此方式ヲ取りマスルナラバ、  
 是ハ單純ナ勞働組合法ト云フヤウナ問題  
 リモ、更ニ廣クナッテ居リマシテ、一ツノ勞  
 働憲法トモ言フベキモノデアリマス、獨逸  
 ガ大戰ノ後ニ於テ軍人其他ノ者ガ戰爭ヲ止  
 マテ、而シテ此勞働ニ就カヌケレバナラヌ、  
 一時ニ多數ノ勞働者ノ群ガ生ジタ、之ニ對  
 シテ獨逸ノ國家ハドウ云フヤウナ方式ヲ取  
 ラヌケレバナラヌカト云フコトハ、極メテ  
 大切ノ問題ニナッテ居タゾデアリマス、併  
 ナガラ此獨逸ノ憲法ヲ制定スルニカノアリ  
 マシタ「プロイス」ニ於テ時代ニ於テハ、マ  
 ダ此勞働ト云フ問題ニ付テハ餘リ深ク及ン  
 デ居ラナカッタゾデアリマス、唯今日成立  
 テ居リマスル所ノ憲法ニ依リマスレバ、單  
 ニ此一方カラ見ル、一方カラ研究スル、一  
 方カラ考ヘルト云フノデハナクシテ、勞働  
 者、資本家、經營家、即チ此三者ガ鼎立シ  
 テ、茲ニ何等カノ産業ノ發展ノ大イナル方  
 策ヲ立テ、經濟ヲ立テヌケレバナラヌ、其  
 方策經綸、其實行ノ出来ルヤウニ勞働問題  
 ヲ導イテ行カウト云フノガ、即チ此獨逸ノ  
 勞働立法ノ一ツノ方式デアルト私ハ考ヘル  
 ノデアリマス、我國ノ勞働立法ト致シマシ  
 テモ、此點ハ大イニ考慮スベキコトデアラ  
 ウト思フゾデアリマス、勞働組合法ト申シ  
 マシタ所デ、實ニ勞働ノ私法的關係バカリ  
 デハ固ヨリ目的ヲ達シ得ナイゾデアリマ  
 ス、從テ此只今出テ居リマスル所ノ組合法

ニ對シテ、政府ハ如何ナル體系ノ法律ト云  
 フ御説明ニナルカハ存ジマセヌケレドモ、  
 先ツ規定ヲ大體見テ參リマスルト、民事法  
 系ノ規定ニ依ル所モ相當ニアルヤウデアリ  
 マス、併ナガラ唯此民事法系ノ規定ダケデ  
 ハ固ヨリ不十分デアリマス、而シテ勞働組  
 合法トシテ規定スルヤウナ場合ハ、之ヲ組  
 合トシテ組織スルト云フ事柄ガ論理的デア  
 ルカ、又ハ此憲法上ノ結社ノ領域ニ根據ヲ  
 置キマシテ、其結社權ト云フコトヲ重シ  
 チ勞働立法ヲナスコトガ論理的デアアルカ、  
 此點ニ付キマシテモ、法律ノ體系上考慮ス  
 ベキ問題デアルト思フゾデアリマス、ソコ  
 デ此案ニ於テ、先ツ此勞働條件ト云フコト  
 ニ付テ、如何ナル意義ヲ織込マレタゾデア  
 ルカ、此點ヲ明ニスルコトガ甚ダ私ハ必要  
 デアルト思フゾデアリマス、勞働ハ甚ダ大  
 切サモノデゴザリマスルケレドモ、勞働ハ  
 ソレ自體ニ於テハ獨歩スルコトモ出来ナイ  
 獨立獨行スルコトノ出来ナイモノデアリマ  
 ス、多クノ場合ニ於テハ、此勞働ト云フ事柄ガ  
 今日マデノ發達ニ於テ、如何ナル個人主義  
 或ハ個人ノ絕對自由ヲ説ク國ニ於キマシテ  
 モ、唯勞働自體ノ獨リノ働キテ進歩發達シ  
 テ居ルト云フコトハ出来ナイゾデアリマ  
 ス、或ハ國家權力ノ下ニ統制セラレルカ、  
 若クハ國家權力ト云フコトニ對スル反抗ガ  
 起リマスレバ、之ト相對スル社會的權力ノ  
 下ニ統制セラレルト云フヤウナ狀態ニナ  
 テ居ルゾデアリマス、今日ノ社會研究家ハ  
 或ハ政治家デアルトカ、或ハ國家デアアル  
 トカ云フコトニ付テ、多大ノ疑ヲ起シ多大  
 ノ反抗ヲ生ジマシテ、社會的ノ力或ハ社會  
 的ノ權力ト云フヤウナ言葉ヲ用ヒ、其社會  
 的ノ權力ト云フヤウナコトニ依ッテ、各國ノ

國家組織ニ對シテ或ル程度マデノ變革ヲ加  
 ヘントスルヤウナ狀況モ現ニ存在シテ居ル  
 ト云フコトハ、御承知ノ通りデアリマス、  
 此社會的ノ權力ト云フコトニ付キマシテ  
 ハ、特ニ近時ノ團體研究者ノ唱道スル所デ  
 ゴザイマシテ、中ニハ之ニ對シテ主權ト云  
 フヤウナ言葉ヲ使テ居ル人モアルゾデ  
 ゴザイマス、即チ主權複數論ノ意見ガ此場合  
 ニ當ルゾデアリマス、是ハ或ル時代ニ於テ  
 ハ大キナ問題トナッテ、國際的ニ普感ヲ感ズ  
 ルヤウナ事柄ガ起リハシマイカト、私ハ思  
 フゾデゴザイマスガ、今日ハ唯社會的ノ權  
 力ト云フヤウナ下ニ勞働ガ統制セラレルト  
 云フヤウナ場合ニ於テハ、矢張り勞働ハ一  
 ツノ彈壓ヲ受ケルト云フコトニナルゾデア  
 リマス、唯國家的ノ權力ノ下ニ統制セラレ  
 ルカラ彈壓ヲ受ケルト云フバカリデハナ  
 イ、社會的ノ權力ノ下ニ統制セラレテモ矢  
 張り同ジク彈壓ヲ受ケルゾデアリマス、勞  
 働ノ經濟的ノ關係デアルト見マシテモ、何  
 レカノ權力カラ全然離脱スルト云フコトハ  
 出来ナイゾデアリマス、我國ニ於キマシテ  
 ハ固ヨリ國權ト對立スル所ノ社會的權力ヲ  
 認メルトト許サナイ、當然國家ノ制度ト  
 シテ勞働法ヲ制定スベキデアリマス、雇傭  
 關係ニ立ツ前ニ、然ラバ國家ト致シマシテハ、  
 勞働ニ對シテ其勞働ノ活動スベキ權利ヲ認  
 ムルコトガ出来ルカドウカ、又之ヲ認メナ  
 ケレバナラヌモノデアアルカドウカ、之ニ對  
 シテ下ノ程度ノ保障ヲ與フベキモノデアアル  
 カナイカト云フコトヲ、先ツ勞働立法ノ際  
 ニ當ッテハ、考究ヲセヌケレバナラヌト思フ  
 ノデアリマス、失業ガ多イト云フヤウナ  
 コトデ非常ニ失業ノ救済ニ骨ヲ折ラレマス  
 ルケレドモ、其失業ノ救済前ニ、勞働ノ不

斷ノ機會、即チ此労働ノ可能ヲ準備スルト云フ事柄ガ、果シテ國家トシテ爲スベキコトデアルカ、又爲サネバナラヌコトデアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、若シ斯様ニ觀察イタシマスルトキハ、國家ハ常ニ産業ニ對シテ、ドノ程度ノ保護ヲ加ヘ、ドノ程度ノ産業ニ對スル所ノ準備ヲシナケレバナラヌコト云フヤウナコトモ問題ニナツテ來ル、此問題ノ岐路ニ立ッテ居ルモノガ、若シ此問題ヲ解決セズンテ、直チニ労働組合法ヲ作ルカト申シマシテモ、此場合ニハ私ハ必シモ宜イ所ノ結果ヲ贏チ得ルカドウカト云フコトニ付テ疑ヲ懷カヌケレバナラヌノデアアル、労働條件ハ固ヨリ本案ニ於キマシテ斯カル經濟上ノ關係ヲ顧慮シテ其意義ヲ御定メニナツタコトデアルト思フデアリマス、安達内務大臣ニ於ケレマシテハ昨日此議場ニ於テ、我が國情ニ適スル法案ヲ成立セシメタイ、斯ウ申サレテ居ルノデアリマスルガ、若シ我が國情ニ適スル法案ト云フコトゴザリマスナラバ、而シテ此労働組合法案ガ果シテ我方國情ニ適シテ居ルト云フモノゴザリマスナラバ、本法案ニ於テ採用セラレマシタル労働條件ト云フコトハ、略、ドノ位ノ意義ヲ持ッテ居ルモノデアリ又略、ドノ位ノ限界ヲ持ッテ居ルモノデアルカト云フコトヲ承ハリタイノデアリマス、是ガ即チ私ノ第一ノ御尋ノ點ゴザイマス、ソレカラ第二ハ労働條件ノ維持改善ヲ目的トスル以上ハ之ニ達スル手段ガ考ヘラレテ居ナケレバナラヌト思フデアリマス、所ガ茲ニ私ハ、昨日來色ニ問答ヲ交換セラレ、而シテ安達内務大臣ニ於ケレマシテハ、資本案側ハ非常ニ神經過敏デアル、或ハ、此問題ニ

付テ現在ノ労働運動ナリ或ハ政治運動ナリト云フヤウナ事柄ガ混同セラレテ居ル、マアサウ云フヤウニ説明ニナツタコトデアルト思フノゴザリマスルケレドモ、此維持改善ノ目的ヲ達スル手段ト云フコトガ、或ル場合ニ於テ、遂ニ私有財産制度ヲ破壊スル、而シテ共產制度ニ到達スル所ノ虞ト云フモノガナイトモ限ラナイ、此點ハ唯組合ヲ作ッテ、組合ニ於テ條件ノ維持改善ヲセシムルト云フヤウナ場合ニ於テハ、斯ウ云フヤウナ所ニ走ル虞ハナイカドウカト云フコトヲ御考ヘニナラヌケレバナラヌト思フノデアリマス、本法案ニ於テハ、斯様ナ危險ヲ防グ爲ニ特別ニ労働運動ニ基準ヲ與ヘタ所ガ果シテアルカナイカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、労働ヲ單純ニ社會的ニ觀察スル、斯クテ此労働問題ヲ社會化スル、近頃頻ニ此社會化スルト云フヤウナ言葉ガ用ヒラレテ居ルノデゴザリマスルガ、此問題ヲ社會化スルト云フヤウナ場合ニ於テハ、各個人ノ權利財産ノ自由ト云フコトハ全然認メラレナイト云フヤウナコトニ到達スルヤウナコトノ論理ガ或ハアリハシマイカ、斯ウ云フ點ニ付テハ、ハ、キリ論理的ニ此處ニ到達スル、斯様ニ主張セラレテ居ル所ノモノモ無イトモ限ラヌノデアリマス、而シテ現代社會ハ階級闘争ノ上ニ築カレテアル、斯ウ云フ思想カラ經濟生活ヲ回轉セシメヤウトスル實行運動モアルノデアリマス、内務大臣ノ仰セラレル所ニ依レバ、斯カル實行運動ニ對スル取締ト云フモノハ別ニ方法ガアル、ソレハ其方デ取締レバ宜シイ、斯ウ云フノデゴザリマスルケレドモ、一ツノ目的ヲ規定シ其目的ニ達スル所ノ手段ニ付テ眞ノ指導原理ナリ或ハ標準

ト云フコトガ定メラレテナイト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、平時ノ労働運動ニ於テ、此危險ニ至ラシメナイヤウナ用意ト準備ガ必要デアルト思フノデゴザリマスルガ、本案ニ於テ果シテ斯様ナル事柄ガ慮ラレテ規定セラレテ居ルト云フコトゴザリマスルナラバ、其條規ノ御指定ヲ願ヒタイノデゴザリマス、是ガ第二ノ御尋デアリマス、第三ハ、政府ハ階級闘争ヲ以テ社會生活ノ常態ト認メ、闘争ハ社會通念ニ於テ免ルベカラザルモノデアルト御覽ニナツテ本法案ヲ制定シタモノデアルトハ考ヘナイノデゴザリマスルケレドモ、併ナガラ或ハ交換セラレタル問答ノ趣旨ニ依リマシテ、例ヘバ安達内務大臣ノ仰セラレル徹底セル協調主義、此徹底セル協調主義ト云フコトハ、其前ニ述テ、資本ト労働トノ間ニ行ハレル階級闘争ガアル、之ヲ前提トシテ之ヲ徹底的ニ協調セシムルト云フ御趣旨デアリマスカ如何デアリマスカ、此點ガ何ヒタイノデアリマス、階級闘争ノ上ニ立ツ協調、或ハ東洋ニ今日マデ發達シテ參ッタ慈悲仁愛ノ偉大ナル生活ニ淵源スル共存生活トノ間ニハ區別ノアルコトハ是ハ申ス迄モナイコトデアリマス、東洋ニハ、殊ニ日本ニハ、安達内務大臣モ仰セラレマシタヤウニ社會生活ニ對スル獨自ノ意義ノアルト云フコトハ、是ハ固ヨリデアラウト思フノデゴザイマスルガ、今日横ニ労働運動ガ擴ガツテ、横ニ唯世界的ニナツテ居リマスル所ノ關係カラ、往々ニシテ縱ニ發達シテ參ッタ東洋カラ見ル所ノ社會生活ノ意義ト云フモノガ甚シク輕ンゼラレル、是モ時代ノ大勢デアアルカラ已ムヲ得ナイ、斯ウ云フコトゴザリマスレバソレ迄デゴザリマスレドモ、此時代ノ大勢ト

云フコトト、我國ノ從來發達シテ參リマシタ歴史のニ、我々ノ國民生活、我々ノ社會生活ヲ見ル、此事ニ付テノ根本ノ理路ト云フモノヲ質シ、然ル上ニ此立法ヲナサレト云フコトゴザリマスルナラバ或ハ此階級闘争ト云フコトニ今日現在ノ生活ガ基礎ヅケラレテ居ルモノデハナク、ソレデ徹底セル協調ト云フ意味ハ其意味デハナイ、モト統一スル所ノ高位地位カラ出テ來テ居ルモノデアルト云フコトゴザイマスルナラバ、其趣旨ヲ承リタイノデアリマス、是ガ第三デアリマス、ソレカラ第四ハ團體協約ト云フコトニ付テノ規定ヲ省カレタ理由ハ何レニ在ルノデゴザリマセウ、即チ法案ノ性質上必要ナイモノト認メラレタコトニ依ルノデゴザリマスカ、又ハ團體協約ノ運用ニ對スル懸念カラ御採用ニナラナイト云フ點ニアルノデゴザリマスカ、デ本法案ニ於キマシテ労働條件ノ意義ノ立テ方ニ依リマシテハ、組合員各自ガ資本案又ハ事業主ト契約スルダケデハ組合ノ目的ガ達セラレナイ場合ガアル、團體協約ヲ必要トスル場合ガ却テ多クアルヤウニモ思ハレルノデアリマスガ、此規定ヲ省カレタ所ノ理由ト云フモノハ、何レニカ相當ニアルト考ヘマスルノデ、之ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ第五ハ労働争議調停法中改正法律案ニ付テ一點ダケ御尋ヲ致シテ置キタイノデアリマス、労働争議ノ調停ト云フコトニ付テハ、是モ今日各國共ニ相當ニ骨ヲ折リ、又苦心ヲ致シマシテ、種々ナル方法ヲ研究ヲ遂ゲ、又制度ヲ立テ、居ルノデアリマス、ソコデ此労働組合法案ト共ニ労働争議調停法ノ改正ヲセラレタト云フコトニ付テハ、何カ此意味ノ頗ル深い所ガ存在シテ居ルコトト考

ヘルノデゴザイマスルケレドモ、此改正ノ條項ヲ一渡リ讀ンデ參リマシテ、何レノ點ニ左様ナ深イ趣旨ノ存在シテ居ルモノデアリカナイカト云フコトガ、私共ニ見分ケルコトガ出來ナカッタノデアリマス、ソコデ伺ヒマスルノハ、此改正案ノ中ニモ合法的同盟罷業或ハ作業閉鎖、斯ウ云フヤウナコトヲ致シマスル場合ヲ明ニ認メタヤウデゴザイマスルガ、此様ナ規定ヲ設ケラレマスル事柄ハ、或ハ此勞働爭議調停法中ニ置クコトガ適當デアリカナイカト云フコトモ問題デゴザイマスルケレドモ、此改正ノ規定ヲ設ケマスルコトノ爲ニ却テ同盟罷業ヲ誘發スル虞レガナイカドウカト云フコトヲ私ハ承リタイノデアリマス、同盟罷業ヲ經濟的爭議ノ手段ト致シマシテ認メテ參リマシタモノナク「ストライキ」ト云フモノガ容易ニ政治的ノ目的ニ轉化スルト云フコトヲ憂慮スルニ至ラタノデゴザイマス、經濟的デゴザイマシテモ、或ハ國家ノ存立、國民ノ生活ニ重大ナル關係ヲ有テ居ル産業ニ對シマシテハ其産業ヲ脅スト云フヤウナコトバカリデハナク、其痛苦ヲ感ズルモノハ勞働者方面ニモ決シテ少クハナイノデアリマス、從テ斯カル場合「ストライキ」ニ付キマシテハ、現ニ今日英國ノ議會ニ於テ各政治家ニ依テ討論セラレ、論議セラレテ居ルノデアリマス、デ私ノ申ス迄モナク、獨逸ノ憲法ノ精神デハ「ストライキ」ハ契約違反ト見、從テ之ヲ合法ト認メル規定ヲ設ケテハナイノデゴザイマスルガ、勞働爭議ノ調停ニ付キマシテハ、勞働爭議ノ種類ト性質ニ鑑ミマシテ、「ストライキ」ニ至ラザル工夫ヲ必要トスベキコトト思フノデアリマス、恐ラ

クハ此改正案ハ「ストライキ」ニ至ラザル工夫ヲ設ケル積リデ御規定ニナッタコトデアルト考ヘルノデゴザイマスルケレドモ、唯、此作業ノ閉鎖或ハ同盟罷業ヲナス場合ハ三日前ニ調停委員會ヲ請求セヨ、斯様ニ規定イタシマシタダケデハ、私共ノ見ル所ヲ以テ致シマシテハ、不法危險ナル「ストライキ」ヲ避ケル效果ハナイコトデアラウ、或ハ此規定ハ却テ「ストライキ」ヲ誘引スルコトトモナルデアラウ、無論「ストライキ」ハ勞働者ニ取テモ決シテ喜ブベキコトデハナイ、最後ノ手段デゴザイマス、ソレ故ニ出來ルダケ避ケナケレバナラヌ、此規定ノ爲ニ弱イ所「ストライキ」ト云フコトモ出來マセウ、或ハ事前ニ屏息セシムルコトモ出來マセウ、併ナガラ危險ナ「ストライキ」ニ對シマシテハ、斯様ナ規定ハ何等ノ力ヲ有タヌノデアリマス、三日簡ニ「ストライキ」ヲ致シタイ、ソレ故ニ此調停委員會ヲ開イテ吳レト云フコトヲ屆ケテ置イテ、大キナ「ストライキ」ヲ始メルト云フ場合ヲ、此規定ノ爲ニ防グ譯ニハ行カヌノデアリマス、ソレカラ又請求ヲシナイト云フヤウナ爲ニ科料デアルトカ或ハ拘留ト云フヤウナコトニ處セラレルコトニナツテ居ルヤウデゴザイマスルケレドモ、左様ナ刑罰規定ト云フモノガ、ソレ程ニ效果ヲ運ブモノデハナカラウト、私ハ考ヘルノデアリマス、デ此點ハ同ジク資本家或ハ事業家ノ方面カラモ非難セラレ、又一方勞働組合ノ方面カラモ非難セラレルト云フヤウナ立場ニナツテ居ルノデアリマス、デ此點ハ果シテドウ云フ趣旨ヲ以テ御規定ニナッタノデゴザイマセウカ、或ハ私ハ此爭議調停法ニ對シテマデ改正ヲセラ

レル案ヲ今日御提出ニナルノハ、何方特別ニ急イダ所ノ理由ガアルノデハナイカト思フノデゴザイマスルガ、果シテ如何ナルモノデゴザイマセウ、度々外國ノ事ヲ申上ゲルヤウデゴザイマスガ、當院各位ハ我々常ニ最モ尊敬イタシテ居リマシテ、殊ニ此外國ノ問題ニ付テハ私共ハ各位ノ御指導、御教ヲ受ケネバナラヌノデゴザイマスルガ、併シ英吉利ノ今日勞働黨ト自由黨トノ間ニ不法ナ「ストライキ」ニ關スル規定ニ付テ色色相談ヲ重ネ、商議ヲ重ネテ居ルノデアリマス、而シテ此自由黨ノ不法「ストライキ」ニ對スル修正案ト云フモノハ、職業爭議ノ進行ト異タル又ハ附加シタル目的ヲ以テ主タル目的トスル「ストライキ」又ハ「ロックアウト」ヲナスニ至ラタ職業又ハ産業界ニ存スルト否ヤト問ハズ、決シテ合法ト認ムベキモノデハナイ、即チ斯ウ云フ事柄ヲ案ト致シマシテ、英吉利ノ政治家ハ「ストライキ」ニハ多クノ場合、派生ノ目的又ハ追加ノ目的ガ原因トナツテ、非常ニ恐ルベキ變フベキ所ノ結果ヲ生ズルト云フヤウナ事柄ヲ、體驗ヲ致シタノデアリマス、ソコデ此「ストライキ」ヲ自由ニシタ時代ノ其時ノ法制ノ程度ニ止マルベキモノデアアルカ、或ハ之ヲ制限シタ所ノ時代ノ法制ニ止マルベキモノデアアルカ、サウ云フヤウナコトニ付キマシテ、今日盛ニ議論ガ交換セラレテ居ルノデゴザイマス、而シテ先ヅ此職務上、……職業上即チ産業上、經濟上ノ爭議ノ進行ト云フコトデアリマスレバ、是ハ先ヅ法律ニ於テ禁止ナイノデアアルケレドモ、其爭議ヲ進行セシムルコトトハ異、タ所ノ目的ヲ有テ居リ、又ハ其進行ト附加シタル別ノ目的

ヲ以テ、ソレヲ「ストライキ」ノ主ナル目的トスルト云フヤウナ場合ニ於テハ、其「ストライキ」ガ起ラタ所ノ職業又ハ産業ト云フコトニ關係ナシニ、斯様ナル「ストライキ」ト云フモノハ合法トハシナイ、斯ウ云フヤウナ改正案ヲ出サウト云フ趣旨デアルヤウニ思ハレルノデアリマス、デ此點ニ付テハ檢事總長ナリ其外ノ人ミガ寄テ英國ノ現在法ニ於ケル「ストライキ」ニ對スル對策意見ヲ發表スルト云フヤウナ、如何ニモ此問題ハ單純ナ「ストライキ」ノ問題ダケデゴザイマスルケレドモ、非常ニ此問題ヲ今日ノ此英國ノ國運ニ鑑ミテ、是ハ容易ナラザル事柄デアルトシテ、政治家ノ苦心經營ヲ致シテ居ル狀況ガ窺ハレルノデアリマス、勞働組合法案ト云フモノハ、實ハ今日内務大臣ニ於ケレマシテハ非常ニ御熱心ナ御奮闘ヲ實ニ、申上ゲル言葉ハ總カデナイカモ存ジマセヌガ、副總理ノ格ヲ以テ、斯様ナ、私ハ、日本ノ産業界ニ統制ヲ與ヘル、或ハ基準ヲ與ヘル、或ハ標準ヲ與ヘルト云フ大問題デゴザイマスルカラ、是ハ一朝一夕ノ問題デハナイ、今年ダケノ問題デハナイ、是カラ後ノ日本ノ勞働問題、是カラ後ノ日本ノ産業問題、サウ云フコトニ極メテ大キナ關係ヲ持ッテ居ル案デゴザイマスルカラ、出來ルコトデゴザイマスルナラバ、内閣ノ各位御列席ノ上、デ此問題ノ討論ヲ致スコトガ、是ガ自然ノ順序デアラウト存ジマスルケレドモ、色ミノ御都合ニ依リ内務大臣御單身ニ之ヲ御引受ケニナツテ、而モ此熱烈ナル御考デ此問題ノ討論ニ當ラレマスル事柄ハ、私ハ實ニ敬服ヲ申上ゲルト云フ外ハナイノデアリマスルガ、併シ果シテ今年ノ議會ニ於テ御提案ノ通り通過スルカシナイカ分

ラナイ、是の普通選挙ノ例ヲ内務大臣ハ御  
列キニテラレマスルケレドモ、普通選挙ノ  
如ク、唯年齢ヲ低下スルトカ、或ハ年齢ノ  
制限ヲ撤廃スルトカ、或ハ財産ノ制限ヲ撤  
廢スルトカト云フヤウナ簡單ナ問題デハナ  
クシテ、茲ニ此労働問題ヲ組織スルト云フ、  
極メテ大キナ意味ヲ持テ居ルノデゴザイ  
マスルカラ、從テ今年之方審議未了ニ終ル  
カラ政府ハソレデ最早構ハナイ、斯ウ云フ  
ヤウナ譯ニハ參ラス、又資本家モ今年之方  
審議未了ニ終レバソレ宜シト云フノデ  
ハナイ、労働者モ此儘ニ審議未了ニ終レバ  
ソレ宜シト云フノデハナイノデゴザイ  
マス、是ハ我々日本國民ト致シマシテ、日  
本帝國ノ臣民ト致シマシテ我國ノ今日ニ至  
ル迄ノ産業、今日以後ノ産業ノ状態ヲ考  
ヘ、又我國ノ諸般ノ制度、即チ此制度ノ延  
イテ參リマスル所ハ、或ハ私有財産制度ヲ  
廢スル方宜イカ思イカ、是ハ將來ニ起ル  
問題デアラウト思フヲデゴザイマスルガ、  
左様ナ事柄ニ對シテ迄モ問題ヲ生ズル、サ  
ウ云フヤウナ法案ガ此處ニ出テ居ルノデゴ  
ザイマスルカラ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ  
私ハ政府ニ於テ單純ナル一時ノ政權ノ問題  
以外ニ超越セラレテ、之ヲ國家ノ大經綸ト  
シテ内務大臣ノ御所見ヲ承リタイノデゴザ  
イマス(拍手起ル)

〔國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(安達謙藏君) 鶴澤君ノ御問ニ

對シマシテ御答ヘ致シマス、御尋ノ通り此  
問題ニ付キマシテ高所大所ヨリ之ヲ見、又  
労働者側ノ立場カラ、資本主ノ立場カラ見  
テ行クト云フコトハ當然ノコトデアリマス  
ガ、私ノ度々衆議院デモ申シマス、貴族  
院デモ御話イタシマシト通り、此案ニ付テ

資本主側ノ方モ今田デハ満足ク意志ヲ表シ  
テ居ラレマセヌ、又労働者側ノ方モ之ヲ不  
満足ト考ヘテ居リマスガ、種々ノ行掛リガ  
アリ、又種々ノ意志ノ疎隔ヲシタヤウナ  
トモ若干アリマシテ、サウシテ其感情ノ爲  
ニ徹底ヲ缺イタヤウナ所モ若干アリマス、  
私ハソレデ結局冷靜ニナシテ考慮シマシタ  
曉ハ、資本主ニ於キマシテモ労働者側ニ於  
キマシテモ、此案ニ賛成セラルルモノト確  
信ヲ持テ居リマス、只今ニ於キマシテハ成  
程種々ノ意見ヲ發表セラルル方ニハ、労働  
者ノ方モ資本主ノ方モ不満足デアリマス、  
レドモ、多數ノ人ハ沈黙ヲ守テ居リマス、  
又個人トシテ訪問ヲ受ケマスル時ニハ存外  
ニ同情ヲ表シテ呉レル人モアリマスカラ、  
今日資本主ガ悉ク、労働者ノ方ガ悉ク、此  
案ニ反對ト云フ斷定ヲ下ス譯ニハイキマセ  
ヌト考ヘマス、今日ノ思想上ノ大問題ニ對  
シテ此案ノミデ解決スルカノ如ク考ヘテ居  
ルヤウニ御話デゴザイマシタガ、サウハ考  
ヘテ居リマセヌ、併ナガラ思想上ノ問題ニ  
觸レテ御問デアリマスカラ、思想問題ナ  
ドヲ解決スルニ付キマシテ、即チ今日我國  
ニ流レテ居ル所ノ此民衆ノ思想、其思想  
ノ解決ニ大イニ裨益スル所ガアリ、其思想  
ノ悪化スルノヲ緩和スルニ於テハ勸カラサ  
ル是ハ貢獻ガアル、斯ウ考ヘテ私ハ話ヲシ  
テ居ルノデアリマス、殊ニ此労働立法ノミ  
ヲ以テ思想問題ヲ解決スルノ唯一ノ材料  
トハ考ヘテ居リマセヌ、又社會問題モ此問  
題ノミニ於テ解決ガ出來ルト考ヘテ居リマ  
セヌ、而シテ最モ重キヲ置イテ御尋ニサ  
リマシタ所ノモノハ、労働條件ノ維持改善  
ト云フモノハ如何ナル事ヲ爲スノデアルカ  
ト云フコトガ一番ノ御話ノヤウデアッタノ

デアリマス、此労働條件ト申シマス、先  
ヅ賃銀ト労働時間ト云フコトハ申ス迄モア  
リマセヌ、第一、賃銀ヲ定メルコト、労働  
時間ヲ定メルコト、或ハ其他直接ニ雇傭契  
約ノ内容タルモノノ外ニハ労働者ノ衛生ニ  
關スル施設ヲスルコト、或ハ危害豫防ノ裝  
置ヲスルコト云フコト、要シマスルニ労働ニ  
從事スルニ付キマシテ事業主ト労働者間ノ  
各種ノ條件ヲ労働條件ト申シテ居リマス、  
只單ニ労働條件ノ維持改善ノミナラズ、其  
他ニ共濟、修養、其他ノ福利増進、而シテ  
産業別、職業別ニスルコト云フコトガ、私ハ  
度々申ス、此程度ガ、是ガ即チ穩健中正ナ  
ル所以ト申シテ居ル次第デアリマス、穩健  
中正ト云フコトハ此第一條ニ包含サレテ居  
ル、茲ニ於キマシテ此労働組合ニ對スル指  
導精神モ私ハ十分統一シテ、所謂理路ノ一  
貫セルモノアリト云フコトヲ固ク信ジテ居  
リマス、我國ノ事情、世界ノ大勢、世界ノ  
不安等ヲ考慮シナケレバナラスト云フ意味  
ノ御話デアリマシタ、無論其通りデアリマ  
ス、我國ノ事情ハ十分考慮シタ上ニ、今日  
ノ場合ニ於テ、此社會立法ヲナス労働組合  
法案ヲ作ルト云フコトガ、決シテ……一方  
カラ、財界ガ非常ニ不況ダカラ、斯ウ云フ  
時ニハ提案スベカラズト云フ御論ガアルニ  
モ拘ハラズ、私ハ速ニ此場合ニ此労働立法  
ヲ出シマシテ、サウシテ労働者ノ位置ヲ向  
上セシムルコト、又其労働運動ニ基準ヲ與  
ヘルト云フコトガ、最モ必要ダト考ヘタ次  
第デアリマス、決シテ今日ノ情勢ヲ無視シ  
テサウシテ出シタノデアリマセヌ、ソレ  
カラ只今獨逸ノ憲法ノコトヲ御引キニナリ  
マシテ色々御話ニナリマシタガ、無論労働  
者ト資本主ト事業主ト此三者ノ鼎立シテ協

調シテ行クト云フコトガ必要デアリマス、  
サウ認メテ居リマス、ソレデ御話ニナツタ獨  
逸ノ憲法ニ於キマシテモ、一方ニハ此勞資  
協同規律ニ付テ規定シテ居リ、サウシテ一  
方ニ於テハ労働組合ノ團結ヲ保障スル所ノ  
規定ヲ設ケテ居ル、労働組合ノ團結ヲ保障  
スル所ノ規定ヲ有テ居ル、サウシテ茲ニ  
御話ノ通り労働者、資本主、事業主ノ鼎立  
ト云フコトヲ認メルト云フコトガ必要デア  
リマス、飽クマデ私ハ徹底セル協調主義ト  
云フモノハ、此三者ノ間ガ能ク諒解イタシ  
マシテ、サウシテ行クコトガ、徹底セル協  
調主義ト云フ所以デアリマシテ、無論國家  
ハ産業ニ對シテ出來得ルダケノ保護ヲ與ヘ  
ルト云フコトハ當然ナコト、其産業ノ發達  
ヲ助長スルコトハ言フ迄モナイコトデアリ  
マスガ、併シ靜カニ今日ノ我國ノ労働者ノ  
状態、其生活程度等ノコトヲ歐米ニ比較イ  
タシマシテ見マシタナラバ、公平ニ考ヘテ  
私ハマダ及バザル所ガアルダラウト考ヘテ  
居リマス、ソレカラ第三ニアリマシタガ、  
私有財産制度ヲ破壊スルヤウナコトガアリ  
ハセナイカ、サウ云フコトハ全然ナイト申  
上ゲテ宜シウゴザイマス、若モ労働組合ノ  
事業及ビ其活動ガ、私有財産制度ヲ破壊ス  
ルヤウナ場合ガアリマシタナラバ、今度ノ  
成案第十六條第十七條第十八條等ニ依リマ  
シテ之ヲ統制イタシマス、其他刑法、治安  
維持法等ニ觸レル場合ハ又斷乎タル處置ヲ  
爲スト云フコトハ當然ノコトデアリマス、  
ソレカラ階級闘争ニ關スルコトノ御話ガア  
リマシタガ、我々ハ勞資ノ協調ヲ主眼ト致  
シテ居リマスカラ、飽クマデ階級闘争ナド  
ヲ起ラナイヤウニ努メル積リデアリマス、  
全ク此階級闘争ヲ除去スルコトハ、根本勞

資ノ間ノ鬭争ヲ前提トスルモノデハナイト考ヘテ居リマス、此労働者ト資本主トノ間ノ利害ト云フモノハ、結局一致スルモノト信ジテ居リマス、ソレデ徹底セル勞資ノ協調ト云フコトヲ言フテ置キマスノハ、此資本主ト労働者ノ方ノ此雙方ノ利益ヲ一致ヲセシメテ、共存共榮ノ本義ニ則ラシメルト云フコトガ目的デアリマス、階級鬭争ノコトハ全然之ヲ否認シテ、階級鬭争ナカラシムルコトニ努メタイノデアリマス、ソレカラ團體協約ノコトニ付テノ御話ガアリマシタガ、此團體協約ノコトニ付キマシテハ大分議論ガアリマシテ、ソレハ労働者側ナドデハ團體協約ノ法規ヲ設クルガ宜イト云フ論ガアリマシタガ、去リナガラ團體協約ノ形式、内容、效力等ニ關シマシテ、如何ニ之ヲ定メルカト云フコトハ、慎重ナル考究ヲ要スルコトデアリマス、ソレデ是ハ組合法中ニ團體協約ヲ設クルノ必要ナクシテ、又團體協約ノコトヲ規定シヤウト致シマシタナラバ一條ヤ二條デ收マルモノデアリマセヌカラ、是ハ別ニ規定スル必要ガアルト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ此爭議調停ニ關スルコトデアリマスガ、労働爭議ヲ調停シテ「ストライキ」ヲ出來得ルダケ之ヲ避ケルト云フコトハ、是ハ當然ノコトデアリマス、ソレデ公益事業デアアルカラト云フテ、罷業ヲ法規ヲ以テ全然禁止スルト云フ譯ニモ當ラスト思フノデアリマス、ソレデ罷業ニ至リマセズシテ、サウシテ大多數...或ハ不幸ニシテ罷業スルコトニナリマシテモ、成ルベク速ニ之ヲ解決スルコトヲ期スルガ當然デアリマスカラ、爭議調停法ヲ設ケテ其足ラザル所ヲ今度改正イタシマシテ、此爭議調停法ノ運用ヲ十分發揮セシメタイ

ト考ヘテ居リマス、作業閉鎖トカ云フヤウナコトハ、ソレヲ前提トシナケレバ立法スル必要ハゴザイマセヌガ、其罷業ノコトハ從來ノ法規ニモ規定シテアリマシタノデアリマス、此爭議調停法ヲ拵ヘルガ爲ニ同盟罷業ヲ誘發スルノ虞ガアリハシナイカ、却テ誘發シハセヌカト云フ御尋ネデアリマシタガ、サウ云フコトハ全然ナイト云フコトノ確信ヲ持テ居リマス、之ヲ要シマスルニ最後ノ御話ノ通り、此労働組合法ハ我國ノ今日ノ情勢ニ於キマシテ最モ緊要ナコトト考ヘテ居リマス、ソレデ鄭重ニ考慮シ、審議ノ上ニ一ツノ成案ヲ得テ、茲ニ提案イタシタ次第デアリマスカラ、政府ト致シマシテ、又内務省ト致シマシテハ、此案ノ通過ヲ切望イタシマシテ、此案ニ依テ今日ノ惡化セル所ノ労働運動ヲモ善導シ指導シテ行ク、而シテ資本主ノ方モ決シテ之ガ爲ニ脅威ヲ受ケラレルコトナキヤウニ致シマシテ、勞資ノ協調ノ圓滿ニ行ハレムコトヲ切望シテ居ル次第デアリマス

○鶴澤總明君 簡單デアリマスカラ、此席カラ御願ヲ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○鶴澤總明君 只今内務大臣ノ御答ヲ得マシタガ、私ノ御尋ネ致シマシタ所ニ正當ニ御答ヘニナラレテ居ル點ガ甚ダ少イノデアリマス、唯此法文ニ書イテアルコトデゴザリマスルナラバ、讀ンダケデ分ルノデゴザリマスルケレドモ、斯様ナ法案ヲ提案スルコトニ依テ、之ヲ成案トナサシムルコトニ於テ、私共ノ心配ヲ致シテ居ル目的、内務大臣ノ熱心ヲ籠メテ居ル目的ガ、果シテ達セラルルカドウカト云フコトヲ、私ハ御

聽キテ致シタカクデゴザイマス、併ナカラ之ニ付テノ御答ヘナイ、是レ以上ノ御尋ネハ追窮ニナリマスルカラ、私ハ之ヲ以テ質疑ヲ打切りタイト思フ次第デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ニテ質疑ノ通告者ハ終了イタシマシタ

○子爵東園基光君 只今議題ニ上ボテ居リマスル労働組合法案、労働爭議調停法中改正法律案、此二案ハ何レモ重要ナル法案ト認メマスルニ依リマシテ、此特別委員ノ數ヲ二十七名トシ、其選舉ヲ議長ニ一任シタイト存ジマス、御贊成ヲ願ヒマス

○子爵立花種忠君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 東園子爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(起立者多數)

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

(瀨古書記官朗讀)

労働組合法案特別委員

侯爵中御門經恭君	伯爵有馬 頼寧君
子爵前田 利定君	子爵岩城 隆徳君
子爵土岐 章君	土友 寧君
男爵中島久萬吉君	男爵福原 俊丸君
男爵郷 誠之助君	男爵伊江 朝助君
高橋 琢也君	山岡萬之助君
赤池 濃君	大津淳一郎君
樺山 資英君	松村 義一君
内藤 久寛君	稻畑勝太郎君
森 平兵衛君	根津嘉一郎君
磯貝 浩君	磯村豊太郎君
藤原銀次郎君	根本祐太郎君
津村 重舍君	鶴澤 總明君
松本勝太郎君	

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、小川大藏政務次官

「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日

衆議院議長 藤澤幾之輔  
貴族院議長 公爵徳川家達殿

「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案

昭和六年條約第一號千九百三十年「ロンドン」海軍條約ノ實施ニ伴フ艦艇建造ニ關スル經費ノ減少ニ基キ解備セラレタル海軍職工ニ特別ノ手當トシテ交付スル爲政府ハ額面六百八十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員小川郷太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(小川郷太郎君) 只今議題トナリマシタ「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ヲ説明イタシマス、倫敦海軍條約ノ實施ニ伴ヒマシテ、艦艇建造ニ關スル經費ガ昭和六年度以降減少イタスコトナリマシタ結果トシテ、是マデ艦艇ノ建造ニ從事シテ居リマシタ海軍職工ノ中、相當ノ人員ヲ整理シナケレバナラヌノデアリマス、而シテ今日一般經濟界

ノ不況ノ時機ニ際會イタシマシテ、是等多  
數ノ人ミガ二時ニ離職セシメラルルニ付キ  
マシテハ、之ニ適當ノ待遇ヲ與ヘルコトヲ  
必要ト考ヘマシテ、特別ノ手當金ヲ支給ス  
ルコトト致シタイト考ヘマス、此特別手當  
ハ其一部ハ現金ヲ以テ支給シ、其大部分ハ  
公債ヲ以テ給與スルコトヲ適當ト考ヘマ  
ス、而シテ之ニ要シマスル金額ハ其價格ヲ  
時價ニ依テ換算イタシマスレバ、額面六百  
八十万圓トナリマスノデ、之ガ公債發行ニ  
關スル法律案ヲ提出シテ次第デアリマス、  
何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ  
希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ先キニ指  
名イタシマシタ特別會計ニ於ケル營繕費ニ  
關スル法律案外六件ノ特別委員ニ付託イタ  
シマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、明治  
四十二年法律第二十二號中改正法律案、政  
府提出、衆議院送付、第一讀會、司法參與  
官井本常作君

明治四十二年法律第二十二號中改正法  
律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日  
衆議院議長 藤澤幾之輔  
貴族院議長 公爵徳川家達殿

明治四十二年法律第二十二號中改正  
法律案

明治四十二年法律第二十二號中左ノ通知  
正ス

第一條中「植栽ニ依リ生立セシメタル」ヲ  
「生立スル」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

官報號外 昭和六年三月二十日 貴族院議事速記第三十五號 日程第四乃至第十二ノ件

前項ノ樹木ノ集團ノ範圍ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

附則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
參照

明治四十二年法律第二十二號ハ立木ニ  
關スル法律ナリ

○政府委員井本常作君演壇ニ登ル  
〔政府委員井本常作君演壇ニ登ル〕

テ居リマス明治四十二年法律第二十二號  
中改正法律案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、  
現在ノ明治四十二年法律第二十二號ハ植栽  
ニ依テ成立イタシマシタ樹木ノ集團ニ付  
テハ、所有權保存ノ登記ヲ爲シタルモノハ  
之ヲ不動産ト看做シマシテ、土地ト分離シ  
テ讓渡ヲ爲シ、又ハ抵當權ノ目的ト爲スコ  
トハ出來ルノデアリマス、然ルニ天然林ニ  
付キマシテハ此規定ガナカクノデアリマ  
シテ、山林所有者ニ於テ齊シク不便ヲ感ジ  
テ居、クデアリマス、元來我國ノ林野ノ狀  
態ハ天然林ガ大部分ヲ占メテ居リマシテ、  
人工植栽林ト其經濟的ノ價值ニ於キマシテ  
ハ何等撰ブ所ガナイノデアリマス、又其成  
立イタシテ居ル狀態モ、人工植栽林ト同様  
ナモノハ少クナイノデアリマシテ、一面ニ  
於テ林業技術ノ普及發達ニ依リマシテ、從  
來ノ天然林ニ付キテ困難トセラレテ居、ク  
所ノ登記事項ノ確定モ亦容易トナク、ク  
アリマスカラ、此時ニ當リマシテ、天然林  
ノ樹木ノ集團ニ對シマシテハ所有權保存登  
記ヲ許シマシテ、ソレヲ一個ノ不動産ト看  
做スモ、何等權利關係ニ於テ混雜紛糾ヲ爲  
スノ虞レナシト見ラルルニ至、クノデアリ  
マス、茲ニ於キマシテ、天然林ニ付テハ是  
マデ人工植栽林ニ適用セラレテ來マシタ所  
ノ登記制度ヲ擴張イタシマシテ、之ヲ土地

ト分離シ、讓渡ヲ爲シ、又抵當權ノ目的ヲ  
ルコトヲ得セシメテ金融ヲ圓滑ナラシムル  
コトハ、時宜ニ適シタル處置デアルト信ス  
ルノデアリマス、仍テ本案ヲ提出シテ次第  
デアリマス、何卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラ  
レムコトヲ切ニ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員  
ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス  
〔小林書記官朗讀〕

明治四十二年法律第二十二號中改正法律  
案特別委員

公爵鷹司 信輔君 子爵片桐 貞央君  
子爵毛利 元恒君 男爵足立 豐君  
鍋島桂次郎君 安立 綱之君  
湯地 幸平君 北村宗四郎君  
根本祐太郎君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第五ヨリ第  
十二、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會議、  
大藏政務次官小川郷太郎君

昭和四年度第一豫備金支出ノ件  
昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ  
件

昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及  
豫算外支出ノ件追加

昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ  
件

昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫  
算超過及豫算外支出ノ件追加

昭和五年度第二豫備金支出ノ件  
昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ  
件

昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫  
算外支出ノ件

右本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決セリ  
因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日  
衆議院議長 藤澤幾之輔  
貴族院議長 公爵徳川家達殿

○政府委員(小川郷太郎君) 昭和四年度第  
一豫備金支出外七件ニ關スル事後承諾ヲ求  
ムル爲ニ茲ニ議案ヲ提出シタニ付キマシ  
テ、其大體ノ説明ヲ致サウト存ジマス、昭  
和四年度第一豫備金ノ豫算額ハ六百萬圓デ  
アリマスガ、昭和四年勅令第九十七號ニ依  
リマシテ、第一豫備金ヨリ補充イタシマシ  
ク主ナル事項ハ、外國在勤俸、衛生試驗所  
阿片費、市町村交付金、受託造修費、家畜  
傳染病豫防費及製鐵業獎勵金等デアリマシ  
テ、其總額ハ六百萬圓デアリマス、各特別  
會計ニ於キマシテモ其第一豫備金ヨリ豫算  
超過ノ支出ヲ爲シタルモノガアリマス、次  
ニ昭和四年度豫備金外支出追加ニ付キマシ  
テ申上ゲマス、昭和五年一月二十一日、第  
五十七回帝國議會ニ於テ衆議院ガ解散セラ  
レタル結果、昭和四年度ニ於テ支出ヲ要ス  
ル費途ニ對シ政府ハ已ムヲ得ズ昭和五年一  
月二十四日ヨリ同年三月二十五日迄ノ間ニ  
於キマシテ歲計剩餘金ヲ以テ豫算超過及豫  
算外ノ支出ヲナシタルモノガアリマス、其  
事項ノ主ナルモノハ警察費連帶支辨金、諸  
拂戻及補填金、恩給、衆議院議員總選舉諸  
費、失業救濟事業費補助、衆議院議員總選  
舉通信取扱費等デアリマシテ、其總額ハ千  
六百三十五萬九千三百六十四圓デアリマ  
ス、各特別會計ニ於キマシテモ第二豫備金  
及豫備金外ニ於テ、其歲計剩餘金、或ハ歲  
入金ヲ以テ豫算超過及豫算外ノ支出ヲ爲シ  
タルモノガアリマス、次ニ昭和五年度第二  
豫備金支出ニ付テ申上ゲマスレバ、昭和四  
年度一般會計第二豫備金ノ豫算額ハ八百萬

圓トシ、讓渡ヲ爲シ、又抵當權ノ目的ヲ  
ルコトヲ得セシメテ金融ヲ圓滑ナラシムル  
コトハ、時宜ニ適シタル處置デアルト信ス  
ルノデアリマス、仍テ本案ヲ提出シテ次第  
デアリマス、何卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラ  
レムコトヲ切ニ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員  
ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス  
〔小林書記官朗讀〕

明治四十二年法律第二十二號中改正法律  
案特別委員

公爵鷹司 信輔君 子爵片桐 貞央君  
子爵毛利 元恒君 男爵足立 豐君  
鍋島桂次郎君 安立 綱之君  
湯地 幸平君 北村宗四郎君  
根本祐太郎君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第五ヨリ第  
十二、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會議、  
大藏政務次官小川郷太郎君

昭和四年度第一豫備金支出ノ件  
昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ  
件

昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及  
豫算外支出ノ件追加

昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ  
件

昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫  
算超過及豫算外支出ノ件追加

昭和五年度第二豫備金支出ノ件  
昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ  
件

昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫  
算外支出ノ件

右本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決セリ  
因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日  
衆議院議長 藤澤幾之輔  
貴族院議長 公爵徳川家達殿

○政府委員(小川郷太郎君) 昭和四年度第  
一豫備金支出外七件ニ關スル事後承諾ヲ求  
ムル爲ニ茲ニ議案ヲ提出シタニ付キマシ  
テ、其大體ノ説明ヲ致サウト存ジマス、昭  
和四年度第一豫備金ノ豫算額ハ六百萬圓デ  
アリマスガ、昭和四年勅令第九十七號ニ依  
リマシテ、第一豫備金ヨリ補充イタシマシ  
ク主ナル事項ハ、外國在勤俸、衛生試驗所  
阿片費、市町村交付金、受託造修費、家畜  
傳染病豫防費及製鐵業獎勵金等デアリマシ  
テ、其總額ハ六百萬圓デアリマス、各特別  
會計ニ於キマシテモ其第一豫備金ヨリ豫算  
超過ノ支出ヲ爲シタルモノガアリマス、次  
ニ昭和四年度豫備金外支出追加ニ付キマシ  
テ申上ゲマス、昭和五年一月二十一日、第  
五十七回帝國議會ニ於テ衆議院ガ解散セラ  
レタル結果、昭和四年度ニ於テ支出ヲ要ス  
ル費途ニ對シ政府ハ已ムヲ得ズ昭和五年一  
月二十四日ヨリ同年三月二十五日迄ノ間ニ  
於キマシテ歲計剩餘金ヲ以テ豫算超過及豫  
算外ノ支出ヲナシタルモノガアリマス、其  
事項ノ主ナルモノハ警察費連帶支辨金、諸  
拂戻及補填金、恩給、衆議院議員總選舉諸  
費、失業救濟事業費補助、衆議院議員總選  
舉通信取扱費等デアリマシテ、其總額ハ千  
六百三十五萬九千三百六十四圓デアリマ  
ス、各特別會計ニ於キマシテモ第二豫備金  
及豫備金外ニ於テ、其歲計剩餘金、或ハ歲  
入金ヲ以テ豫算超過及豫算外ノ支出ヲ爲シ  
タルモノガアリマス、次ニ昭和五年度第二  
豫備金支出ニ付テ申上ゲマスレバ、昭和四  
年度一般會計第二豫備金ノ豫算額ハ八百萬

圓トシ、讓渡ヲ爲シ、又抵當權ノ目的ヲ  
ルコトヲ得セシメテ金融ヲ圓滑ナラシムル  
コトハ、時宜ニ適シタル處置デアルト信ス  
ルノデアリマス、仍テ本案ヲ提出シテ次第  
デアリマス、何卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラ  
レムコトヲ切ニ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ指名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

○議長(公爵徳川家達君) 高橋君ハ質疑ヲナサイマスカ

○議長(公爵徳川家達君) 登壇ヲ望ミマス

メテ正シキ御考ヲ持テ御聽キヲ願ヒタイ、私ノ同フノハ簡單デアアル、此獨逸ノ賠償金、之ヲ特別會計カラ一般會計ニ移ス、唯是ダケノ法案デアアル、併シドウ云フ理由出デ之ヲ特別會計カラ一般會計ニ御移シニナラナケレバナラナイノデアアルカ、之ガ伺ヒタイ、此法案ノ理由書ニ依ルト存置ノ要ガナイカラ一般會計ニ移ス、必要ガアルト書イテアル、存置ノ必要ガ無クナツタ理由ハ何處ニアラノデスカ、ソレガ伺ヒタイ、ソレカラ今一ツ、此賠償金ナルモノヲ特別會計カラ一般會計ニ移シテ何ニ御使ヒニナルノデアアルカ、其使途ガ伺ヒタイ、使フ途ガ伺ヒタイ、之ヲ御答辯ヲ得タ後ニ又伺フコトニ致シマス

○政府委員小川郷太郎君(登壇)

入レテ宜シト云フコトデ、賠償金特別會計ヲ存置スル理由ハナイ、斯ウ云フコトデアリマシテ、一應廢止法律案ガ提案サレタノデアリマスガ、衆議院ヲ通過イタシマシテ貴族院ニ參ラナクテアリマス、所ガ更ニモウ少シ救恤シタラドウカト云フヤウナ御議論モアリマシテ、其救恤金ノ全ク濟ミマス迄猶豫シタラドウカト云フヤウナ御意見ガアリマシテ、ソレデ貴族院デ其儘ニナツタノデアリマス、然ルニ其後ニ於キマシテ第二回ノ救恤金モ支拂ハレルト云フコトニナリマシテ、第一回ガ五百万圓、第二回ガ四百万圓デ、九百万圓程救恤金ヲ支拂フト云フコトニナリマシテ、サウ云フ關係ハ濟ミマシタノデ、此特別會計ヲ存置スル必要ハナイ、ソレデ從前ノ經緯カラ見マシテモ今日ニ於キマシテモ之ヲ廢シテ然ルベキデアリ、斯ウ云フ風ニ考ヘタラデアリマシテ、ソレガ、最早存置スル必要ナント斯ウ提案ニ申述ベク次第デアリマス、ソレカラ第二點ハ此一般會計ニ移シマシテ何處ニ使フ、如何ナル使途ニ之ヲ使フコト云フ御質問デアリマシタ、是ハ御承知ノ通り今日ニ於キマシテモアノ特別會計ノ法律ノ中ニ、或モノハ一般會計ニ繰入レマシテ、ソレヲ移植民、ソレカラ國際聯盟、航空施設ト云フ風ニ使フト云フコトニナツテ居リマス、所ガ此法律ガ廢止致シマスト云フト、サウ云フ一定ノ目的ト使途ト云フモノガ無クナリマスカラシテ、一般會計ノ何處ニ使フテモ宜イト云フコトニナリマス、併シソレガ爲ニ國際聯盟、或ハ航空施設、移植民保護獎勵ト云フヤウナ費用ト云フモノハ、今後出ナイカト云フトソレハサウデハナイト思ヒマス、必要ニ應ジテ是ハ出テ來ルコトニナラウト思ヒマス、大體御答ヘ致シマス

高橋也澄演壇ニ登ル

○高橋也澄 本年一月幣原代理首相ハ此演壇ニ於テ、獨逸賠償金、是ハ當分一般會計ニ繰入レテ、...

リマス、所謂言々火ヲ吐クト云フノハ此事デアラウト私ハ思フ、ソレ故ニ私ハ速記ノ寫シヲ甚ダ相濟ミマセヌケレドモ此處ヲ讀ミマスガ、...

將來ニ向テ、予備ホ此方針ヲ持續スル決心デアリマス、又特別會計ニ於テキマシテモ公債發行總額ヲ半減イタシ、總額五千五百餘萬圓ノ程度ニ止メタノデアリマス、...

ヲ保證セラレタ、一額五元ヲ作ルルト、然レ今日ハアチラデハ千二百萬圓、コチラデハ二千萬圓、公債ヲ發行スル、併シ是ハ本年限りデアルトカ、...

官報外 昭和六年三月二十日 貴族院議事速記第三十五號 特別會計ニ於ケル營業費ニ關スル法律案外六件 第一讀會ノ議

カ、タラウト思フ、サウスルト、濱口サンハ病氣ダシ、アドノ大臣達ハ忘レテシマッタ、マサカサウデモナカラウ、是ガ一行カ二行ノ文字ナラ忘レテシマッタト云フコトモアルガ、千言近イ、而モ之ヲ支那人ニ評セシムレバ、電光ノ舌ヲ吐キ波瀾ノ辯ヲ馳スルト云フ位ノ評ヲスルダラウト思フ、是程ノ大言壯語ヲシテ置イテ、サウシテソレハマルキリ忘レタカノ如キ取扱ヲナサルト云フコトハ、驚入、タコトデアリマス、既ニ先般私ハ幣原首相代理ニ此コトヲ伺、公債ノ一新紀元ト云フコトヲ濱口君ガ仰シヤッタケレドモ、是ハドコカデ消滅シテシマッタノデスカト迄言、タガ、一言モ之ニ對シテハ代理首相ノ御答ガナイ、是ハチヨト御答モ出来ナイカモ知レナイ、併ナガラ責任ト云フモノガアル以上ハ、御答ヲナサラナケレバナラヌ管デア、之ヲ御答ヘナサラスト云フノニシテ見ルト、私ハ益、疑フ、初メヨリ是ハ斯ウ云フ抱負ダトカ、經綸ダトカ云フコトハ、御考ヘハナカッタノデナイカト、ソロソロ、疑方起、テ來ル、何故ナレバ昨年ノ一月二十一日ハ議會ノ解散ノ前デセウ、議會解散ノ前デア、議會解散ヲシタラ續イテ直グ總選舉、成程是程ノ立派ナコトヲ言ウテ、貴族院ノ議場ハ申スニ及バズ、衆議院ノ議場デモ、兩院デ此コトヲ言、テ、國民ハ皆開イテ居ル、國民ガ皆開イテ居ルバカリヂヤアリマセヌ、總理大臣ノ施政方針ヲ演説デアルカラ、世界ノ各國ノ政治家ハ少クトモ皆開イテ居ル、之ヲ天下ニ聲明シテ置イテ、サウシテ議會ヲボーント解散シテシマツテ、サア總選舉ト來タカラ、國民ハソレハ隨喜ノ涙、ア、濱口内閣ハエライモノダ、是程日本人ガ常ニドウカアノ借金ヲ、公債ヲ……ト斯ウ思、テ頭ヲ惱マシテ居ル

ノヲ皆無クシテヤラウト云フ、斯ウ云フ良イ政策ヲ立テル程ノ人ダ、況ヤ一方ニ社會政策ニハ最モ重キヲ置イテ居ルト書イテアル、サア斯ウ云フ結構ナ内閣ガ出來タ、國民ハ此内閣デナクチャナラヌ、此内閣ナラ十年モ二十年モ續イテ貰ヒタイ、ソレニハ良イ代議士ヲ議會ヘ送ラナケレバ駄目ダゾヨト、斯ウ思ウタニ違ヒナイト私ハ思フ、デ其效ガゴザイマシテ、今ノ代議士ハ七十人カラ餘計政友會ヨリアル、政友會ハ前ニ多數デアッタトスレバ、差引勘定スルト大變ナ收穫ガアッタ、ダカラ是ハ徒爾デハナカッタラウト思フ、徒爾デハナカッタラウガ、併シ濱口君ノアノ謹厚ナ人ガ、サウ云フ政策ノ爲ニ御出シニナッタト云フコトハ、萬々私ハナカラウト思フ、然ラバ何故ニ是程ノ偉イコトヲ此演壇デ仰シヤッタ政策ヲ、破レ履ヲ棄テルガ如ク、御棄テニナッタノハドウデア、アルカ、私ハ是ニ對シテ十分ナ、總理大臣ナリ大藏大臣ノ御答辯ガ戴キタイ、今日直チニ政務次官ノ御答辯ヲ戴カヌデモ宜シイノデスヨ、是ハ……、ソレカラ先ニ私ガ此金ノ使途ヲ聞イタノハ外ヂヤナイ、何ニナサルカ、大正三年ニ日本帝國ガ世界大戰ニ參加シヤウト云フ時ノ國民ノ覺悟ハ、ドウデゴザイマシタラウ、陸軍ヲ青島ニ送り、海軍ヲ地中海カラ太平洋ヘ遠征セシメタ時ノ國民ノ考ハドウアッタ、國家ハ終ニドウナルノデアアラウカ、苟モ東西ノ分、テ居ル者ハ之ヲ憂ヘナカッタ者ハ一人モナイ、ソレガ幸ニシテ古今未曾有ノ世界大戰ニ勝利ニナ、テ、其勝利ニナッタ曉ニ記念トナルベキモノハ何デア、此六百餘万圓ノ賠償金、年々來ル所ノ賠償金、此外ニ委任統治ノ南洋ガアルダケデア、ソレ故ニ若シ之ヲ使フトスレバ他ニ使フ途ガアルダラウ、況ヤ

此金ハ我國トシテハ實ニアノ世界大戰ノ記念ノ、ドウシテモ忘レ得ルコトノ出來ナイ大事ナ收穫デア、所ガ今「ドーズ」案ガ斯ウダト仰シヤルガ、御承知ノヤウニ當時「ヴェルサイユ」ノ平和會議、アレニ行カレタ西園寺公モ御健全デオ出デニナルガ、主タル五大強國ト云フモノハ日英佛伊デア、是ハ聯合國デア、此聯合國ノ外ニ白耳義ヲ初メ二十二箇國ト云フモノガ矢張り聯合國ト共ニ「ヴェルサイユ」會議ヲ構成シテ居ル、獨逸ハ此二十七箇國ヲ向フニ廻ハシテ、平和條約ヲ結ンデ其金ヲ出シテ居ルノデア、ソレ故ニ此金高ハ少イデセウ、年々六百餘万圓デア、アルカラ餘リ大シタ金デア、併ナガラ金モ其ノ性質ガ今申上ゲタヤウナ非常ニ大事ナモノデア、濱口内閣ハ組閣ノ當時十大政綱ノ確力第二デア、タラウト思フ、國體ノ觀念ト云フモノハ之ヲ涵養シナケレバナラヌ、之ヲ涵養スルコトニハ留意スルゾヨ、國民精神ノ作興ニハ努メルゾヨ、斯ウ云フコトヲ聲明デ明言シテ居ラレル、政治ヲ明カニスルト言ウタ次ニ直グ之ヲ言フテ居ラレル、誠ニ結構ノ話デア、併シ此國體觀念ヲ涵養スル、國民精神ノ作興ニ努メルト云フコトハ此六百餘万圓、斯ウ云フ金ヲ使フベキ途ヘ使、テコソ初メテ國體觀念ノ涵養モ出來ルノデアアリマセウ、國民精神ノ作興モ出來ルデアアリマセウ、ソレ何ニ持、テ行、テモモウ差支ナイノダ、大藏大臣ハ金ト云フコトニハ眼ガナイガ、其金ノ起、テ來タ因ハ何處ニアルト云フコトヲマサカ御存ジナイノヂヤアルマイ、其金ヲ何處ヘ使、テモ宜シイト云フノガ已ニ業ニ、金以外ニ何ニモ頭ニナイカラ斯ウ云フコトヲ爲サレル、ソレ故ニ私ハ此法案ハ

實ハ否決シタイト思、テ居ルケレドモ、丁度私ガ出マセヌ日ニ大藏大臣ガ見エテ、州マセヌ日デハナイ、此處デ演説ヲシテ居ル爲ニ委員會ニヨウ臨マナカッタ、ソレ故ニ委員會ハ之ニ附帶條件ヲ附ケルト云フコトデ覺ガ付イタト承、タ、ソレデ私ハ此時日モ切迫シテ居ルコトヲモ願ミズ此處ニ出テ、斯ウマデ質問ヲ致サナケレバナラナイノハ、誠ニ私トシテハ心外ニ堪ヘナイノデス、併シ餘リ爲サレ方ガヒドイ、一方ニ斯ウ云フ此金ノ使途ニ付テ是ダケノコトガ御分リニナッタ、之ヲドウカ能ク大臣ニ御申出デ下サイ、サウシテ其上デ大臣カラ御答辯ヲ願ヒマス、ソレデ是ハモウ少シ然ルベキ途ニ……殊更ニ軍人軍屬ノ遺族ニ給與スルヤウナ途ニ御使ヒ爲サレ、或ハ海軍ノ補充計畫其他ニ御使ヒ爲サレトハ申上ゲナイガ、政府トシテハ段々有意義ナ使ヒ方ガアル筈ダト思フノデアリマスガ、サウ云フコトハ一切考ヘテ居ラヌト云フノデアリマスカラ、是ハ何處ヘ使、テモ宜イト仰シヤルカ、ソレガ伺ヒタイ、今日殊更ニ政務次官ノ御答ハア、タラ伺、テモ宜シイガ、ソレハ別ニシテ貰ヒタイ、必ズ是ハ大臣ニ御傳言ノ上デ大臣ノ御答辯ヲ承ハリタイ

(侯爵西郷從德君發言ノ許可ヲ求ム)

○議長(公爵徳川家達君) 西郷侯爵ハドウ云フコトデアリマスカ

○侯爵西郷從德君 委員長ト致シマシテ、高橋君ニ誤解ガアルヤウデアリマスカラ……

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

(侯爵西郷從德君演壇ニ登ル)

○侯爵西郷從德君 私ハ委員長デゴザイマ

シタ關係上、只今ノ高橋君ノ御演説ニハ多  
少ノ誤解ガアリマシテ、之ヲ第二讀會ニ進  
メルノニ、皆様ニ御判斷ノ誤リガアルトイ  
ケマセメカラ、西郷カラ申上ゲテ置キマス、  
實ハ大藏大臣モ委員會ニ二度來テ下サツタ  
ノデアリマスガ、委員長ノ不行届カラ二回  
ハオ流シニナリマシテ、又委員會モ六回開  
キマシタノデアリマスカラ、大藏大臣トハ  
應答ヲ御重ネニナル機會ガ得ラレタ筈デア  
リマスガ、高橋君ハ不幸ニシテ御健康ガ惡  
カッタリ色ミナコトデ行違ヒマシタノデ  
アリマス、只今ノ御話ハ斯ウ云フ風ニ思ヒ  
マス、實際歳入ガ減テ來テ萬已ムヲ得ナイ  
カラ、六百餘万圓ヲ歳入ニ入レルノデア  
テ、之ヲ取消セバ歳入増加ニヤサシイト云  
フヤウナコトデハナイ、本當ニ金ガ足ラナ  
イ、ソレカラソレヲ來年返ス再來年返スト  
云フコトハ、今ノ所デハ極メラレナイ、從  
テ之ヲ或委員カラ説ノ出マシタヤウニ、内  
閣ノ更ノ度ニ取消シタリ出シタリシナイヤ  
ウニ、軍艦ノ補充デモスルヤウナコトニ極  
リヲ付ケタラドウカト云フヤウナコトモア  
リマシタガ、ソレハ他日復活スル時ニス  
ルノデ、非募債主義ヲ決シテ棄テテ居ルノデ  
ハナイト云フコトデ、高橋サンノ今オ終ヒ  
ニ仰シヤリマシタコトモ、委員會ノ席デハ、  
大藏大臣ガ明瞭ニ答ヘラレタノデアリマ  
ス、ソコデ委員會ハ附帶條件ハ附ケマシタ  
ガ、全會一致、原案ヲ可決イタシタ次第デ  
アリマス

○議長(公爵徳川家達君) 小川政務次官  
〔高橋琢也君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 小川君ガ發言ヲ

求メラレマシタ  
〔政府委員小川郷太郎君演壇ニ登ル〕  
○政府委員(小川郷太郎君) 高橋サンノ只  
今ノ御質問ニ付キマシテ大體大藏大臣ニ傳  
ヘロト云フコトデゴザイマスカラ傳ヘマス  
ガ、私ノ先刻答ヘマシタコトニ關聯イタシ  
マシテ、モウ少シ補テ置イタ方ガ宜カラ  
ウト考ヘマス、茲ニ發言ヲ求メテ次第デア  
リマス、獨逸賠償金ノ使途ニ關係シテノ御  
質問中ニ、私ガ之ヲ廢スレバ一般財源トナ  
ルト云フコトヲ申シマシタ、ソレニ付キマ  
シテ又御質問ガアリマシタカラ、ソレヲ先  
ヅ申上ゲマス、獨逸賠償金ノ使途ニ付キマ  
シテハ、大體、昨年ノ此法律改正案ノ時ニ  
モ申述ベマシタ通りニ、事ノ性質ハ臨時的  
收入デアリマスカラシテ、之ヲ臨時的ノ方  
ニ使フ方ガ宜シイ、即チ公債償還ニ使フ方  
ガ最モ適當デアアル、殊ニ獨逸ノ戰爭ニ關聯  
イタシマシテ日本ノ國債ハ非常ニ殖エテ來  
タノデアリマスカラ、賠償金ガ這入テ來マ  
スレバ、ソレヲ減債基金ノ方ニ繰入レタノ  
ガ至當デアアル、ソレガ濱口内閣ノ一ツノ政  
策ニナリマシテ、高橋サンガ只今御引用ニ  
ナツタ所デアリマス、年々六百三十万圓グラ  
イノモノヲ減債基金ニ繰入レルト云フ豫定  
デアッタノデアリマス、然ルニ其前ノ……之ヲ  
改正セザル前ノ法律ハ先刻私ガ説明イタシ  
マシタ通りニ、國際聯盟、移植民及航空施  
設ニ關スル經費ニ使用スルト云フコトデア  
リマシテ、若シ使途ガ法律ニ定テアルト云  
フナラバ、現行法デハ國際聯盟、移植民及  
航空施設ニ關スル經費ニ使フト云フコト  
ト、ソレカラ減債基金ニ繰入レテ公債償還

ノ經費ニ使フ、斯ウ云フコトニ此使途ガ決  
マツテ居ルノデアリマス、現内閣ハ寧ロ公債  
償還ノ方ニ使フ方ガ宜イ、斯ウ云フヤウナ  
政策ヲ決メマシテ、ソレデ此法律ノ改正ヲ  
昨年行ツタ譯デアリマス、所デ今回此法律ヲ  
廢止イタシマスレバ、獨逸ノ賠償金ハ直チ  
ニ一般會計ニ遣入リマスカラ、一般會計デ  
之ヲ使フト云フコトニナルノデ、即チ普通  
財源トナルト云フコトヲ申上ゲタノデアリ  
マス、併シ之ヲ政策ノ上カラ申シマスト云  
フト、現内閣ハ矢張り斯ウ云フ金ハ減債基  
金ノ方ニ繰入レルノガ宜イト思フテ居ルノ  
デアリマス、唯、只今委員長カラモ御話ガア  
リマシタ通りニ、今日ノ財政ノ状態ガ頗ル  
苦シイノデアリマスカラ、先ヅ當分ノ内、  
此減債基金ニ繰入レルト云フ此政策モ止メ  
テ置ク、併シ當分ノ内デアリマスカラシテ、  
此政策ヲ棄テタノデハナイ、成ベク速ニ之  
ヲ回復シテ減債基金ニ繰入レタイト考ヘテ  
居ルノデアリマシテ、其當分ト云フノガ來  
年カ再來年カト云フコトハ申上ゲ兼ネマ  
ス、唯財政整理ヲ致シマスシ、或ハ財界ノ  
回復ト云フヤウナ時ヲ待チマシテ、財源ガ  
出來次第、此賠償金ヲ減債基金ノ方ニ繰入  
レルト云フ政策ヲ行フテ行キタイ、サウ云フ  
風ニ考ヘテ居リマスノデ、濱口首相、ソレカ  
ラ幣原臨時首相代理ノ御話ノナツタニハ、サウ  
云フ所ニ關係シテデアアルト思ヒマス、尙ホ  
六百三十万圓ノ繰入ラスルコトヲ止メタト  
云フコトニ付キマシテ、チヨット或ハ私ノ聽  
キ違ヒカモ知レマセヌケレドモ、一ツモ之  
ヲ行ハナイヤウニ御考ヘニナリマシタナラ

バ、ソレハ間違デアリマシテ、昭和五年ニ  
ハ六百三十万圓ヲ此賠償金特別會計カラ減  
債基金ノ方ニ繰入レテ居ルノデアリマス、  
昭和六年度カラ之ヲ一時止メテ行クト云フ  
コトニナルノデアリマス、幾重ニモ御了解  
ヲ願ヒタイノハ、其政策ヲ棄テタニ非ズシ  
テ、今日ハ非常特別ノ場合デアアルカラシテ  
當分止メテ行クノデアアル、斯ウ云フ風ニ御  
了解ヲ願ヒタイノデアリマス、尙ホ公債政  
策全體ニ付テノ御話モアリマシタガ、起債  
政策ソレカラ償還政策ニ付テノ御話モアリ  
マシタ、其起債政策ノ中ニモ、今度ノ失業  
公債ナンカニ關係シテ御話ガアリマシタケ  
レドモ、是モ只今ノ賠償金ノ問題ト同ジヤ  
ウニ非常特別ノ場合デアリマスカラシテ、  
一般會計ニハ公債ヲ起サスト云フ政策ヲ執  
リツツモ、尙ホ例外的ニ失業公債ハ昭和六  
年ニ認メザルヲ得ナクナツタノデアリマス、  
償還ノ方法モ大體今日ノ現在ノ制度デヤ  
テ居リマスルガ、其中デ獨逸賠償金ダケハ  
繰入レ得ナイト云フニ過ギナイノデアリマ  
ス、減債基金ノ制度ハ御承知ノ通りニ、立  
前ハ自由償還制度ニ對立イタシマシテ強制  
的ニ公債ヲ償還スルト云フ所ニ精神ガアリ  
マシテ、其前年度首ニ於ケル公債額ノ百分  
ノ百十六ヲ繰入レテ行クト云フ所ガ最モ大  
切ナ點デアリマス、其外ニ減債基金ニ規定  
シテアリマスモノハ、例ヘバ新ニ出來マシ  
タ剩餘金ノ四分ノ一繰入レル、ソレカラ震  
災手形ニ關聯シテ戻テ來ル金ガアルナラ  
バ、又アノ昭和二年ノ財界ノ變動ニ依リマ



シテ、附屬ノ第二項中ニゴザイマス「五年間」ト云フ期限ヲ「十年間」ニ改メマスコトト、附屬ノ第三項中「十五年間」ノ下ニ、「其ノ十五年ノ期間ガ昭和十年迄ニ滿了スルモノニ在リテハ昭和十一年迄」ト云フ字ヲ加ヘタト云フ改正デアリマス、此法律案ハ本年ノ四月九日ニ現行法ニ依リマシテ此特權ガ切レマス爲ニ、特ニ之ヲ延バシマシテ、サウシテ舊式ナ製鐵事業等ニ對シマシテハ、此特典ヲ延長イタシマシテ、一層製鐵事業ノ完全ナル改良ヲ期シタイ、斯ウ云フ改正案デアリマス、此五年間ノ期間ヲ何故延長シナケレバナラヌカト申シマス、世界大戰ノ後ニ於キマシテ、色々此製鐵事業ト云フモノガ振ハナオ職モゴザイマスノデ、特ニ今日之ヲ延バシマスコトガ獎勵上非常ニ必要デアルト云フコトデゴザイマス、之ニ付キマシテハ、本特別委員會ニ於キマシテハ、事情已ムヲ得ナイモノデアルト云フコトヲ認メマシテ可決ヲ致シマシテ次第デアリマス、右御報告ヲ申上ゲテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ附クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵清岡長言君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 海岡子爵ノ本案ノ第二讀會ヲ直ニ開クト云フ動議ニ御異存

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵清岡長言君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 清岡子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十一、違警罪即決例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

違警罪即決例中改正法律案

右本院提出案及送付候也

昭和六年三月十七日

衆議院議長 藤澤淺之輔

貴族院議長 公爵徳川家達殿

違警罪即決例中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ配偶者ハ被告人ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二 前二條ノ規定ニ依リ留置シタル場合ニ於テハ速ニ被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者及ヒ被告人ノ屬スル家ノ戸主中被告人ノ指定スル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十四條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其他ノ物ノ接受ニ付テハ刑事訴訟法第一百十一條及ヒ第一百十二條第一項ノ規定ヲ準用ス但接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ刑事補償法案特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十二、鑛業法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告、二荒伯爵ノ登壇ヲ望ミマス

鑛業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和六年三月十八日

衆議院議長 藤澤淺之輔

貴族院議長 公爵徳川家達殿

委員長 伯爵二荒 芳徳

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵二荒芳徳君演壇ニ登ル〕

○伯爵二荒芳徳君 鑛業法中改正法律案特別委員會ノ經過ヲ御報告イタシマス、此法律案ハ衆議院ノ提出デゴザイマシテ、鑛業法中改正法律案ノハ、鑛産物ノ價格ニ依リマシテ國稅及其附加稅ヲ決メテ居リマスノデアリマス、本法律案ハ此比率ヲ變ヘヤウト云フ案デゴザイマス、即チ第八十五條中ニ「百分ノ一」トゴザイマスノヲ「百分ノ五」ニ、八十八條一項ニゴザイマス北海道、府縣及市町村ノ鑛産稅ニ對シマシテ、各新シイ比率ニ改メヤウト云フ案デゴザイマス、此改正ノ要點ハ、永年ノ問題デゴザイマシテ、政府委員ノ説明ニ依リマスレバ、成ベク早ク改正ヲ致シタイト云フ考デアッタサウデアリマス、併ナガラ稅制整理方針ヒマセヌ爲ニ、遂ニ政府ノ案ト致シマシテハ、出ス機會ヲ失シテ居リマシタ所ガ、今回、衆議院カラ出マシタノデアリマシテ、政府トシマシテハ誠ニ適當ナ改正案ダト云フ説明デゴザイマス、此特別委員會ニ於テ出マシタ所ノ質問ノ一、二ヲ舉ゲマスナラバ、鑛業權者ニ於テハ今回ノ改正ニ於テ別ニ負擔ノ差ハナイカト云フ質問モゴザイマシタ、之ニ對シテハ唯國稅トシテ有テ居ルモノガ市町村ニ移リマスノデアリマシテ、何等鑛業權者ニ對シテ負擔ノ差ハナイト云フ説明デゴザイマス、又他ノ委員カラハ、下ノ位ノ國稅ガ市町村ニ移ルノカト云フ質問モゴ

ザイマシタ、政府ハ之ニ答ヘマシテ、三百

万圓内外ノ額方市町村ニ移ルト云フコトデ

ゴザイマシタ、一番問題ニナリマシタノハ、

此法律ノ施行ノ期日ト云フモノガ勅令ニ

依テ定マルト云フコトデゴザイマス、即チ

他ノ言葉ヲ以テ申シマスナラバ、此法律ノ

施行期限ト云フモノハニ勅令ニ係ルテ居

リマシテ、其期限ヲ的確ニ決メテナイト云

フ點ニアルノデアリマス、即チ何時カラ之

ヲ施行スベキモノデアアルカト云フコトノ義

務ガ、政府ニ確實ニ決マッテ居ラヌト云フ點

デアリマス、之ニ付キマシテ可ナリ繰返サ

レマシテ質問モゴザイマシタガ、政府委員

ノ答ヘラレル所ニ依リマスレバ、明年度ニ

ハ税制ヲ根本的ニ整理ヲシタイト云フ計畫

モアルガ故ニ、出來ルコトナラバ其時カラ

致シタイト希望ヲ持ッテ居ル、斯ウ云フ御返事

デアリマシタ、前後三回ニ互リマシテ色々

ト質疑懸答ヲ重ネマシタ結果、本特別委員

會ト致シマシテハ、成ベク早く此改正ガ出

來マヌヤウニ、即チ政府ノ答ヘラレマシタ

所ノ、出來ルナラバ明年カラデモ之ヲ施行

サレタイト云フ希望ヲ以チマシテ、本改正

案ヲ可決確定イタシマシタ次第デアリマ

ス、右御報告ヲ申上ゲテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會

ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

レムコトヲ望ミマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 清岡子爵ノ動議

ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題

ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵清岡長言君 直チニ第三讀會ヲ開カ

レムコトヲ望ミマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 清岡子爵ノ動議

ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議

通りデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十三ヨ

リ第三十四マデ、請願、會議

意見書案

一時金發兵恩給法中改正ノ件

廣島縣廣島市中島新町平民教員植原

仙太郎外八十名呈出

山形縣山形市七日町平民蟻川久三郎

外九名呈出

東京府荏原郡荏原町土木建築請負業

石川金太郎外十四名呈出

廣島縣豊田郡木ノ江町平民眞鍋萬吉

外十二名呈出

德島縣美馬郡半田町平民加藤作助外

五名呈出

福島縣雙葉郡新山町平民農相樂昌外

十八名呈出

神奈川縣横濱市中區麥田町平民石田

定五郎外九名呈出

沖繩縣那覇市垣花町農宮里榎外五名

呈出

福島縣若松市馬場上二ノ町平民商金

子孫七外二十七名呈出

福井縣大飯郡和田村理髮業原田葛治

郎外十一名呈出

宮城縣宮城郡松島町平民池田準治外

五十二名呈出

廣島縣高田郡吉田町平民農平原福次

郎外十六名呈出

和歌山縣和歌山市南休賀町米穀商狩

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡八幡村平民農徳岡實次

郎外九十九名呈出

群馬縣佐波郡宮郷村平民農石原嘉藏

外九十二名呈出

廣島縣山縣郡新庄村平民森山京市外

京都市中京區大宮通平民菓子製造業

森本伊之助外三十一名呈出

廣島縣山縣郡大朝村平民田村與市外

六名呈出

青森縣青森市米町平民商倉嘉吉呈

出栃木縣下都賀郡藤岡町農平間正一

郎外七名呈出

兵庫縣神戸市山本通平民北川原榮次

郎外四十九名呈出

岡山縣岡山市上出石町平民寺尾安太

郎外十九名呈出

右ノ請願ハ世態ノ進運ト經濟界ノ推移ニ

伴ヒ文武官ノ恩給ハ漸次改正セラレタル

ニ拘ラス軍人傷痍者ノ大半ハ單ニ一時金

ヲ受ケタルノミニシテ生活上何等ノ保障

ナク爲ニ今ヤ窮境ニ陥レルモノ尠カラサ

ルハ國民士氣振興上甚タ遺憾ナルニ依リ

速ニ恩給法ヲ改正シ以テ此等ノ者ニ對シ

テモ優遇安定ノ途ヲ講セシメラレタシト

ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十

五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

菊川改修ノ件

静岡縣小笠郡平田村長澤田三郎治外

五十四名呈出

右ノ請願ハ静岡縣小笠郡ヲ貫流スル菊川

ハ本支流共ニ隨處ニ幅員ヲ異ニシ一朝

雨襲來セハ一瞬ニシテ氾濫又ハ決潰シ爲ニ農畜業ノ被害著シク曩ニ第二期治水計畫ニ編入セラレタルニ拘ラス未タ其ノ改修ヲ見サルハ住民ノ不安不利甚シキニ依リ昭和七年度ヨリ之カ工事ニ著手セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

鍼灸醫師法制定ノ件

大阪市北區南森町鍼灸業車戸喜一郎  
外九百四十一名呈出

右ノ請願ハ鍼灸術ハ古來我國獨特ノ醫術ニシテ其ノ治療效果顯著ナルノミナラス本科學的證明明白ナルニ拘ラス斯業ニ關スル法制ノ未タ整備セラレサルハ國民保健上甚ク遺憾ナルニ依リ速ニ鍼灸醫師法ヲ制定シテ其ノ資格、資格試験並ニ同醫師會ノ設置等ニ關シ請願人等所案ノ如キ要項ヲ具備セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

北海道色丹郡斜古丹村ニ無線電信施設ノ件

北海道色丹郡斜古丹村長氏家與四郎  
呈出

右ノ請願ハ北海道色丹郡斜古丹村ハ千島列島ノ一ニシテ近海ノ魚族豐富ナルニ依リ漁業經營上有望ノ根據地ナルモ未タ通信機關ノ設備ナク水産業者ノ不利不便多クニシテ且ツ同村ノ發展上甚ク遺憾ナルヲ以テ昭和六年度ニ於テ同島ニ無線電信ヲ架設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

樺太元泊郡知取町ニ區裁判所設置ノ件

樺太元泊郡知取町公吏伊藤英吉外三百十八名呈出

右ノ請願ハ樺太東海岸地方ハ近時戸口ノ増加、産業ノ發達著シク從テ各種訴訟事件夥多ナルニ拘ラス之ヲ管轄スル豊原區裁判所遠ク住民ノ不便不利甚シクハ遺憾ナルニ依リ速ニ敷香、元泊ノ兩郡及ヒ榮濱郡ノ一部ヲ管轄スル區裁判所ヲ恰當ノ地ナル元泊郡知取町ニ設置セラレタク廳舎官舎等ノ費用ハ地元町ヨリ寄附スヘシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

北海道落石燈臺ニ霧笛設置ノ件

北海道根室郡和田村長關谷吉呈出

右ノ請願ハ北海道根室郡和田村大字落石ハ東岸ニ於ケル天與ノ良港ニシテ魚族豐富ナル太平洋ニ面シ好適ノ漁業根據地トシテ漁船ノ出入頻繁ナルノミナラス航海船舶ノ來往亦夥シク之等ハ皆同港所在ノ燈臺ヲ最モ有力ナル標識トナシ以テ其ノ安全ヲ期セリ然ルニ夏期海霧ノ襲來甚ク往々咫尺ヲ辨セサルニ至リ爲ニ燈臺其ノ用ヲ爲サス船舶ノ不安不利多大ナルニ依リ速ニ落石燈臺ニ霧笛ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

水産物冷蔵獎勵ノ件

東京市麴町區内山下町帝國水産會會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ水産物ノ如キ保存性ニ乏シキモノノ需給ヲ圓滑ナラシムル爲メ冷蔵

設備ハ曩ニ水産冷蔵獎勵規則ノ制定ニヨリ近時漸ク發達ノ機運ヲ見ルモ尙ホ益々之カ普及ヲ計ルノ急務ナルニ拘ラス水産冷蔵獎勵施設ハ昭和七年度ニテ滿期トナラムトスルカ如キモ斯クテハ現下ノ情勢ニ鑑ミ遺憾ナルニ依リ既定ノ施設ヲ繼續スルノミナラス其ノ擴張ヲ爲シ以テ斯業ノ發達ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

秋刀魚漁期制限ノ件

東京市麴町區内山下町帝國水産會會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ秋刀魚漁業ハ年々競フテ漁期ヲ早ムル爲メ其ノ蕃殖ヲ阻害セラルルノミナラス經費ノ激増、漁具ノ腐朽、魚味ノ低下、産額ノ激減等甚シク斯業者ノ困憊尠カラサルニ依リ該漁期ヲ制限シテ之ヲ保護セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案  
漁村金融ノ改善ニ關スル件

東京市麴町區内山下町帝國水産會會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ水産金融ノ改善ハ漁村ノ振興並ニ水産業ノ發達上最モ急務ナルニ拘ラズ曩ニ漁業法ノ制定ニ伴ヒ水産投資ノ途閉ケ、更ニ近年漁業財團抵當法制定セラレル等多少ノ改善ナキニアラサルモ今尙ホ舊案ニ泥ミ不備不振ニシテ斯業ノ沈滞甚シキハ遺憾ナルニ依リ速ニ水産金融改善ノ方法ヲ講セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達  
内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

郡市水産會技術員圖書補助ノ件

東京市麴町區内山下町帝國水産會會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ系統農會ノ單位ナル町村農會技術員設置ニ付テハ圖書ヨリ補助シテ之ヲ助成スルニ拘ラス系統水産會ノ單位ナル郡市水産會技術員ノ設置ニ對シ未タ何等ノ施設ナキハ系統水産會不振ノ重要原因タルノミナラス斯業發達上遺憾ナルニ依リ郡市水産會技術員設置ニ付キ圖書ヨリ相當補助セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決

致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達  
内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

水産物ノ鐵道運賃輕減ノ件

東京市麴町區内山下町帝國水産會會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ水産物ノ運賃ハ近年著シク改善セラレタルモ其ノ負擔未タ輕カラス加之最近魚價ノ激落ニ伴ヒ漁村ノ不況甚シキニ依リ愈々之カ荷重ノ結果トナリ爲ニ漁業ノ經營困難ヲ極メ延テハ生産ノ減少、生活必需品タル水産物需給ノ不調滑トナルハ遺憾ナルヲ以テ之カ運賃ヲ一層輕減シ以テ其ノ需給ノ圓滑ヲ計ルト共ニ漁村ノ窮情打開ニ資セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達  
内閣總理大臣濱口雄幸殿

意見書案

軍人傷痍記章令中改正即行ノ件

群馬縣群馬郡長野村平民農中嶋周吾外九十二名呈出

京都市中京區大宮通平民菓子製造業森本伊之助外三十一名呈出

青森縣青森市米町平民商有倉嘉吉呈出

兵庫縣神戸市山本通平民北川原榮次郎外五十二名呈出  
岡山縣岡山市上出石町平民寺尾安太郎外十九名呈出

右ノ請願ハ軍人ニシテ傷痍ヲ受ケ兵役ヲ免除セラレタル者ハ假令傷痍ノ輕重アリト雖モ兵役義務ニ服シ國家ニ盡スコト敢テ軒輊ナキニ拘ラス軍人傷痍記章令ニハ限リタルハ甚タ遺憾ナルニ依リ該記章ヲ一時恩給者並ニ無給與傷痍者ニモ授與セラルルヤウ速ニ同令ヲ改正セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達  
内閣總理大臣濱口雄幸殿

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報告通りテ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス

〔瀨古書記官朗讀〕

本日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ  
中小産業者並失業者ノ救済ニ關スル決議案(公爵一條實孝君外十五名發議)

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
蠶絲業組合法案可決報告書  
蠶絲業法中改正法律案可決報告書

○議長(公爵徳川家達君) 明二十日午前十時ヨリ開會イタシマス、議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス

午後四時十六分散會